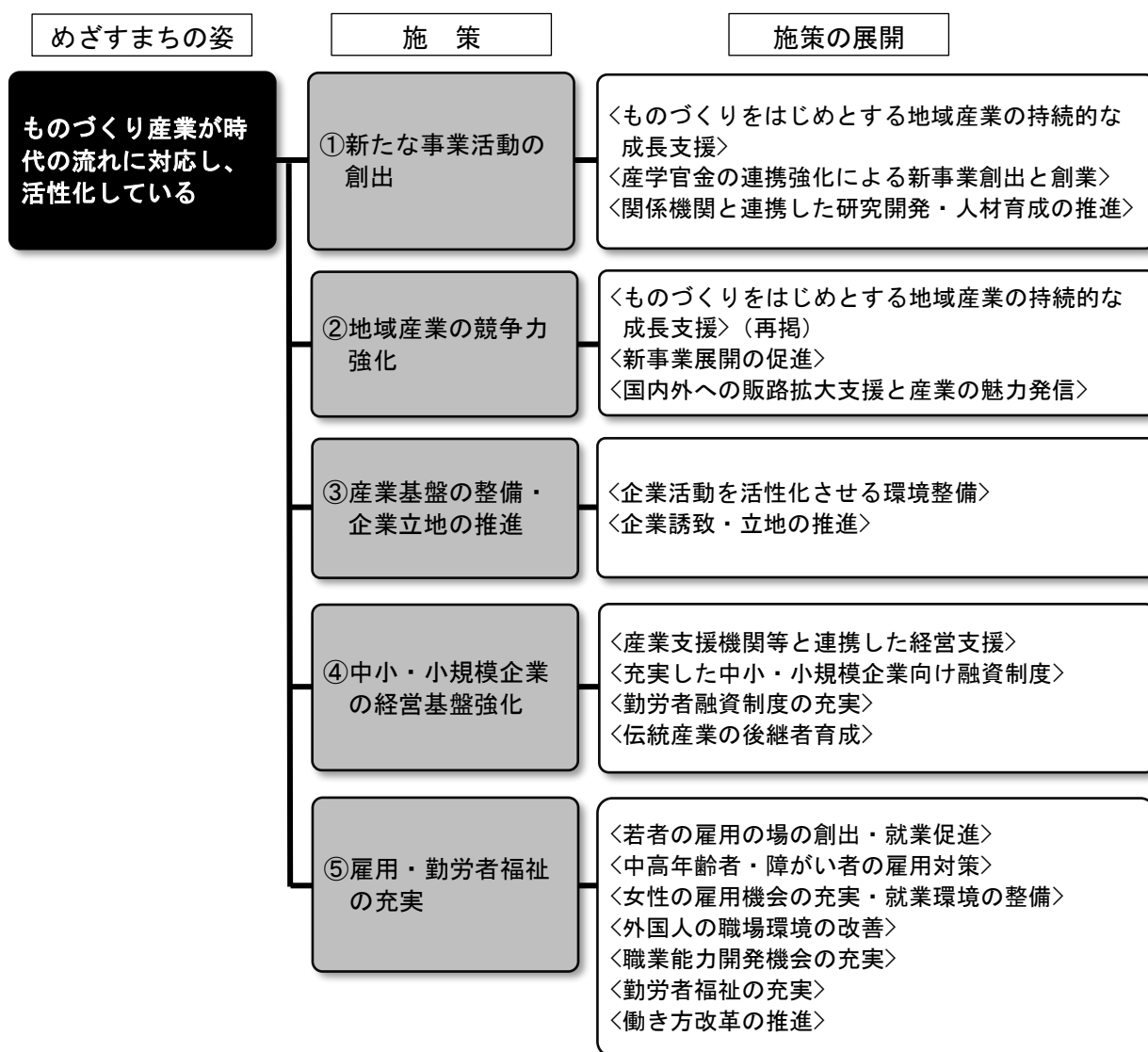


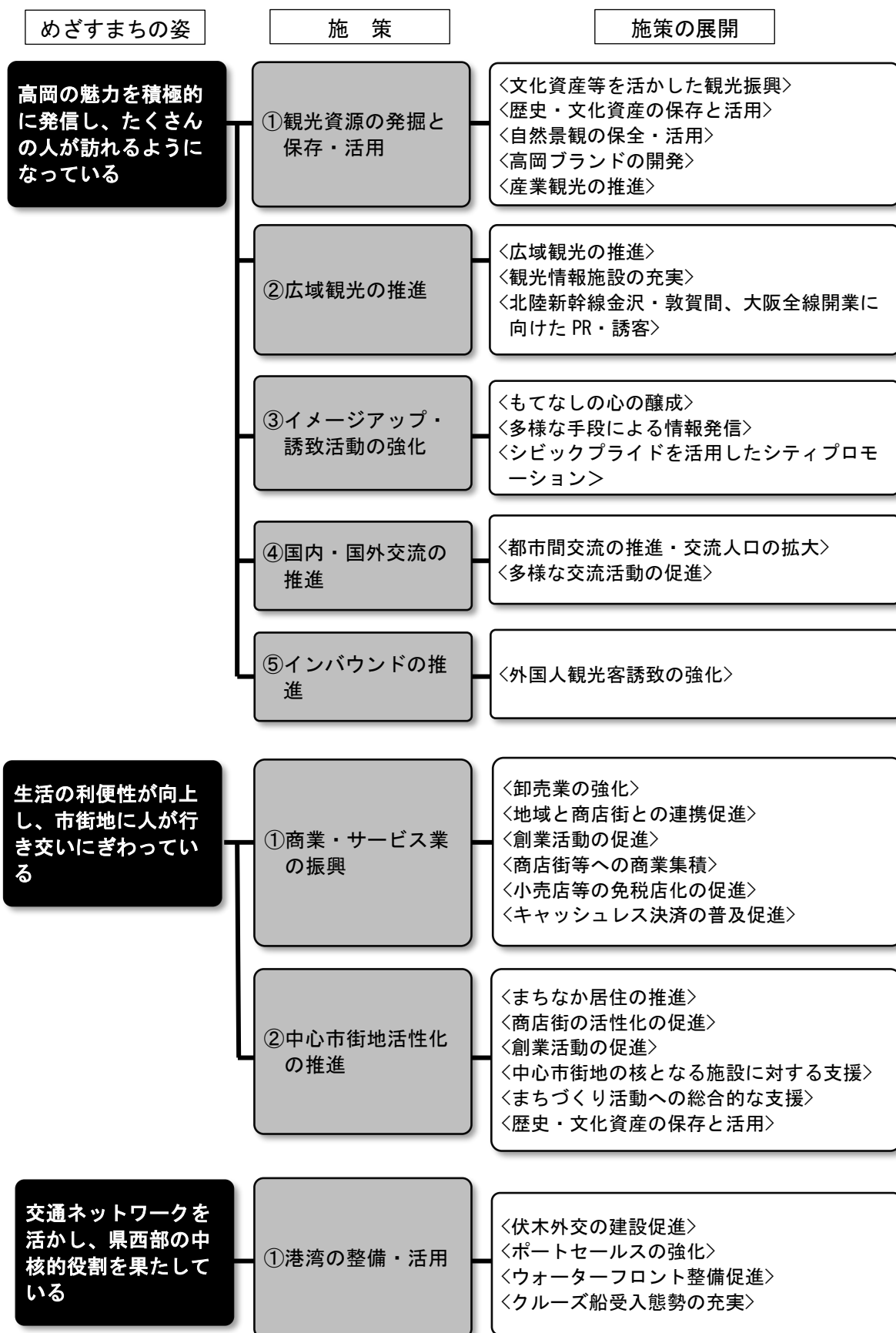
第3章 商工労働施策

第1節 商工労働施策の体系

1 商工労働施策の体系

高岡市の将来像「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市高岡」の実現を図るため、商工労働施策の体系を下記のとおり構成し、各施策の有機的な連携に配慮しつつ、総合的、効果的な施策の展開を図る。





2 第2期高岡市産業振興ビジョンの概要

高岡市では、「高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例」(平成28年4月1日施行)第4条に掲げる産業振興等に関する指針として、同条第2項に基づく産業振興等に係る基本的な方向とそのために講ずる施策をとりまとめ、令和3年度～令和7年度までを計画期間とする「第2期高岡市産業振興ビジョン」を策定した。

第2期高岡市産業振興ビジョンの全体像(計画期間 令和3年度～令和7年度) 第2期産業振興ビジョン策定にあたっての7つの視点(注力すべきポイント)

①事業承継による産業基盤の維持・継続	・事業承継への具体的な取り組みへの強い意識づけと行動を促すため、それぞれの事業者に適した支援施策を的確に提供する体制を構築します。
②人材育成・技術継承による人材確保	・人員不足の解消、専門人材の確保を支援し、生産性の向上と熟練技術者の育成を図ります。 ・若者や女性をはじめとして、様々な人々が活躍することのできる「働く場」の創出を目指します。
③事業継続に向けた適応力の強化	・急激な経済変動にも耐えうる多様な事業展開を推進するとともに、資金繰り等の経営基盤の安定化に努めます。 ・ECサイトやリモート技術の活用など、「新たな生活様式」を踏まえた販路拡大、営業力強化を図ります。
④地域経済の持続的な発展	・恵まれた研究環境を活かし、大学や関係機関と連携して新素材、材料開発を促進し、地域独自の強みとなる産業を構築します。 ・起業・創業をさらに促進するため、特に女性、若者が自由に挑戦し、活躍できる環境を整えるとともに、創業後の継続したサポート体制を構築します。
⑤IoT、AI等の技術革新による生産性向上	・情報化の推進を図る事業者をサポートする専門人材をマッチングし、意識改革と生産性向上を図ります。 ・情報化技術を活用し、企業組織のあり方や個人の仕事の内容や仕方など「組織」と「人」の変革を進める。
⑥企業の地方拠点強化・雇用創出を見据えた企業立地態勢の強化	・至便性の高い交通基盤やものづくり産業を中核とした産業集積を活かした効果的な企業誘致手法の検討を進めます。
⑦広域交流における拠点化	・テーマ性を活かした誘客キャンペーンや多様なストーリー提案などによる観光客の呼び込みを図ります。 ・多様なニーズに対応し、様々な人の関心を引き付けるための取り組みを推進します。



支援の基本スタイル

- ・産業支援機関・金融機関等とのネットワークによる個々の課題への対応(事業承継、デジタル化推進等)
- ・事業段階に応じた切れ目のないフォロー(伴走支援)
- ・急激な経済変動等に柔軟に対応可能な中小企業・小規模事業者の経営基盤の確立

支援メニューの積極的発信

- ・支援メニューの認知度アップ
使える支援がどこにあるのか?
- ・成功事例の積極的な発信
支援がどのように活かされたのか?

1 持続可能な産業構造の構築

7つの視点①②③



(1) 次代を担う人材の確保・育成の推進

- ①技術・経営マネジメントノウハウ等の人材育成に対する支援
- ②伝統的な技術の継承 ③人材の確保に向けた取り組みの推進

(2) 事業承継の推進

- ①金融機関、産業支援機関との連携による事業承継のシーズ発掘
- ②関係機関と連携した事業承継に対する伴走型サポート
- ③事業承継支援制度（融資・設備投資助成）の継続

(3) 中小企業・小規模企業の経営支援・基盤強化

- ①中小企業・小規模企業への経営支援の充実 ②各種融資制度による経営基盤の安定化

2 地域産業の競争力強化

7つの視点②③④⑤



(1) ものづくりの技術等を活かした新分野・新事業の展開支援

- ①ものづくり技術等の高度化、製品の高付加価値化
- ②技術とデザインの融合による新製品開発

(2) 地場産業の魅力発信による販路拡大・付加価値向上

- ①国内外への高岡の産業の魅力発信
- ②消費者ニーズを踏まえ多様な手法を活用した販路開拓支援

(3) 地域産業におけるデジタル化の実現に向けた取り組みの推進

- ①デジタル化に対する普及啓発支援
- ②デジタル化に向けた技術導入に係る取り組み支援
- ③デジタル化による多様な働き方に対する支援

(4) 地域資源を活かした地場産業（農業を含む。）の競争力強化

- ①伝統産業分野における市場ニーズを踏まえた新製品開発・販路拡大 ②伝統産業の効果的な魅力発信 ③バランスの取れた農作物生産の推進 ④農畜水産品の高岡産ブランドの開発・育成の支援

3 産学官金の連携強化による新事業創出と創業

7つの視点②③④⑤



(1) 創業シーズの発掘強化と創業者の事業段階に応じた支援

- ①創業シーズの発掘強化 ②創業者の事業段階に応じた支援
- ③まちなかでの開業支援等による商業活性化支援

(2) 事業連携による新事業創出・イノベーションの推進

- ①高機能素材等の研究開発支援 ②産学官金連携による企業支援
- ③デジタル化による多様な働き方に対する支援

4 産業基盤の整備・企業誘致の強化

7つの視点⑥



(1) 新たな企業団地の整備

- ①企業立地ニーズに対応する具体的な産業団地の整備手法検討

(2) 企業活動を活性化させる環境整備

- ①既存企業の事業活動を促進する環境整備
- ②市内の産業団地等の企業集積エリアにおける環境整備

(3) 企業誘致・立地の推進

- ①産業集積を活かした企業誘致活動 ②地方における企業等の拠点強化を見据えた立地促進体制の構築
- ③ワンストップによる受入・相談体制の充実 ④空き工場等の活用推進

5 広域交流の拠点化の推進

7つの視点⑦



(1) 広域観光の推進

- ①テーマ性を活かした広域周遊促進 ②二次交通の充実
- ③教育旅行誘致、関西圏誘客強化

(2) 交通基盤を活用した物流の拠点化推進

- ①伏木富山港を活用した物流の促進
- ②物流拠点整備に対する支援の推進

産業基盤を担う「ひとづくり」の強化・次代に事業を「つなぐ力」の強化を図ることで『地域産業の強靱化』の実現を目指す

目指す
「まちの将来像」

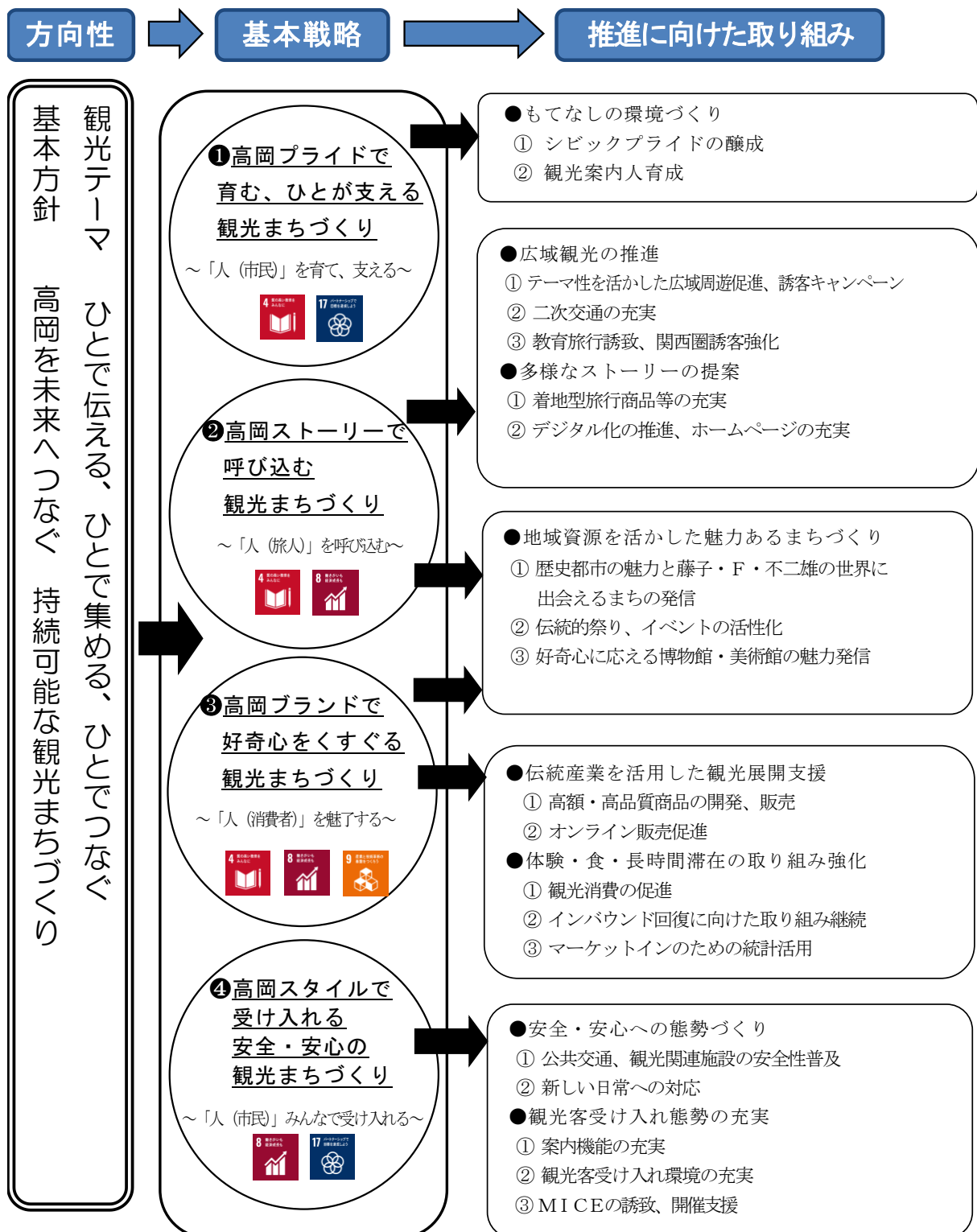
「ひと」の力を紡ぎ「業」を次代につなぐまち
～産業の承継・革新・創出～

3 第3期高岡市観光振興ビジョンの概要

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期高岡市観光振興ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、「ひと」を起点として、これまで磨き上げた観光支援を観光客の「観光客の満足感」や「観光消費、再訪の意欲」を高める質の高い観光商品に発展させるといった量から質への転換、観光客にその魅力を伝えることで、また来たいと思ってもらえるような、まち全体で訪れた人を「もてなす」という、市民、事業者、行政が一体となったまちづくりの展開に取り組んでいく。

第3期高岡市観光振興ビジョンの体系図



第2節 新たな事業活動の創出

1 ものづくりをはじめとする地域産業の持続的な成長支援

本市産業の礎となる人材育成や新たな取り組みに挑戦する人材の確保、次代に事業をつなぐ事業承継に対する積極的な支援を行うとともに、安定的な経営基盤の構築に向けた取り組みを支援するもの。また、ものづくり産業を中心とした市内産業の技術力を活かした新分野・新事業展開、地域産業の魅力を活かした販路拡大・付加価値向上を支援するとともに、デジタル化の推進による技術革新のための取り組みを支援するもの。

(1) 高岡市未来につなぐチャレンジ事業補助金

① 創業・事業承継支援補助金

- ・高岡市内の中小企業者の創業及び事業承継による新たな取り組みを支援するもの（補助対象経費の1/2以内、上限50万円）。
- ・令和3年度採択件数：3件

② 産業スマート化事業支援補助金

- ・高岡市内の中小企業者が実施する、IoT、AI等のデジタル技術の導入による企業活動の省力化と経営効率の向上を目的とした事業を支援するもの（補助対象経費の1/2以内、上限50万円）
- ・令和3年度採択件数：7件

③ 持続化人材育成支援補助金

- ・高岡市内の中小企業者等が実施する、企業活動の継続に必要な人材の育成を支援するもの。（補助対象経費の1/2以内、上限10万円）
- ・令和3年度採択件数：10件

(2) 事業承継の推進

① ものづくり事業承継ハブ推進事業

本市の銅器、漆器等に代表される技術をはじめ、次の世代に事業を承継するためのハブ機能に関係機関等で構築し、本市産業の持続的な発展につなげるもの。令和3年度は、市内金融機関や商工会議所等の支援機関で構成する「高岡市創業者支援・事業承継ネットワーク会議」の開催や、市内事業者の状況を把握すべく、事業承継に関するアンケート調査を実施した。

【アンケート調査概要】

調査対象	高岡市に本社がある347事業所
調査項目	・今後の運営方針と事業承継について ・事業承継の状況 ・事業の譲渡・売却・統合（M&A）について

調査期間	令和3年11月24日（水）～12月13日（月）
有効回答件数・回収率	回収件数 111 件（回収率 32%）

② 事業承継セミナー

中小企業基盤整備機構北陸本部と連携し、「事業承継サテライト・ゼミ」を開催。

【開催実績】

年度	日・場所	内容	参加者数
H30	12/14（金）、1/18（金） ～19（土） 高岡市創業者支援センター	・中小企業大学校サテライト・ゼミ in 高岡「後継者として知るべきこと、考えるべきこと～自社の歴史と自社の将来～」	11 社（うち市内企業 5 社）
R2	3/19（金）～20（土） ホテルニューオータニ高岡	・中小企業大学校サテライト・ゼミ in 高岡「次世代トップリーダー養成講座～事業を承継する後継者として知るべきこと、なすべきこと～」	6 社（うち市内企業 2 社）
R3	10/7（木）～8（金） 高岡商工ビル	・中小企業大学校サテライト・ゼミ in 高岡「はじめよう！事業承継入門講座」	2 社（うち市内企業 2 社）

※令和元年度は、新型コロナウイルスの影響のため開催を中止。

(3) 事業継続力強化計画の策定支援

本市では、市内事業者における自然災害への備えや早期の復旧等を支援するため、商工会議所及び商工会と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、令和3年3月に富山県から認定を受けた。本計画に基づき、商工会議所及び商工会では、事業継続力の強化に関するセミナーや個別相談会の開催等を実施し、市内事業者への支援を行っている。

2 産学官金の連携強化による新事業創出と創業

産学官金の連携を強化し新たな事業に取り組む創業シーズの発掘強化と事業段階に応じた支援を継続するとともに、事業者間の連携による新事業創出やイノベーションの推進に取り組むもの。

(1) 高岡市創業者支援等事業計画

高岡市内における創業意欲の醸成を図るため、平成26年度に高岡商工会議所、高岡市商工会、日本政策金融公庫、市中金融機関12行の参画のもと「高岡市創業者支援等事業計画」を策定し、経済産業大臣・総務大臣の認定を受けた。以降、本計画に基づき、参画事業者と連携したワンストップ窓口「たかおか創業サポート室」の設置や、「高岡市創業者支援・事業承継ネットワーク会議」の開催等により、創業支援体

制の強化を図っている。平成 28 年度には、計画期間の延長にかかる変更認定を受けたほか、平成 30 年度には、令和 5 年度末までの計画期間延長とともに、魚津市のシステム税理士法人が新たに参画した。

(2) 起業・創業支援事業

とやま呉西圏域における起業・創業の拡大に向け、新たな掘り起しや一体的なサポート・関連情報の発信に取り組むもの。

【開催実績】

年度	日・場所	内容	参加者数
H30	7/20（金） 高岡商工ビル	・ 創業支援セミナー	77 名
R 元	7/27（土） 高岡市創業者支援センターほか	・ 創業者訪問ツアー	12 名
R2	2/28（日） ホテルニューオータニ高岡	・ 起業・創業セミナー「“やりたい”を仕事にするには」	25 名
R3	3/1（火） 高岡商工ビル	・ 起業・創業セミナー「先輩創業者から学ぼうオンライン訪問ツアー」	8 名

(3) 高岡市未来につなぐチャレンジ事業補助金（創業・事業承継支援補助金）※再掲

- ・ 高岡市内の中小企業者の創業及び事業承継による新たな取り組みを支援するもの（補助対象経費の 1/2 以内、上限 50 万円）。
- ・ 令和 3 年度採択件数：3 件

（参考）創業者支援事業補助金採択件数

H28	H29	H30	R 元	R2
2 件	1 件	2 件	3 件	5 件

(4) 高岡市ポストインキュベーション開発支援補助金

高岡市創業者支援センター及び SOHO 事業者支援オフィスから新たに市内で事業所を開設する者の事業展開を支援するため、当該施設を退去した者が、市内で事業所を取得、賃借し、移転、改修等を実施する経費の一部を助成するもの（補助対象経費の 1/2 以内、高岡市創業者支援センター：上限 80 万円、SOHO 事業者支援オフィス：上限 60 万円）。

(5) 高岡市創業者支援センター

① 事業の目的

中小企業が本市経済に果たす役割の重要性に鑑み、創業者と特色ある新事業・新技術を創出しようとする者を育成・支援し、もって地域経済の発展を図るため平成14年11月に整備した。この施設を拠点とし、創業者・新規事業者等に対するコーディネート業務をはじめ、各種支援施策を講じていたが、市内の空き工場の増加など、本市を取り巻く環境の変化により令和3年3月31日をもって廃止。工場棟については、令和3年度より順次売却を進めている。

② 施設内容等

- ・対象業種：製造業全般（市公害防止条例の遵守等、環境保全に努める者）
- ・所在地：〒933-0813 高岡市下伏間江102番地の1
- ・工場棟（165 m²）鉄骨造り平屋建て：12棟
- ・研修管理棟（360 m²）鉄骨造り2階建て：1棟
研修管理棟には、会議室、研修室等を備えている。
- ・使用料（月額）：1棟あたり66,000円

(6) 高岡市SOHO事業者支援オフィス

① 事業の目的

「情報技術関連産業」の振興の一環として、個人起業家が情報通信ネットワークを活用して事業を行うSOHO事業者（スモールオフィス・ホームオフィス）の育成を図るため、SOHO支援施設として賃貸型事務所を平成14年11月に高岡ステーションビル内に整備した。平成23年12月31日まで、高岡ステーションビルで運営を行い、平成24年1月1日からエルパセオ地階スペースに移転し、運営を行っている。

② 施設内容等

- ・所在地：〒933-0029 高岡市御旅屋町1222番地2エルパセオ
- ・設置数：7室（1室面積 18 m²…5部屋、20 m²…2部屋）
24時間利用可能で、インターネット通信環境を整備しているほか、商談等に利用可能な会議室を備える。
- ・使用料（月額）：2,200円／m²

3 関係機関と連携した研究開発・人材育成の推進

大学等研究機関との共同により、高機能素材等の研究の推進や人材育成の促進などを図るもの。

(1) 高機能素材等研究開発推進事業

とやま呉西圏域の産学官が連携し、圏域の強みを伸ばす高機能素材の研究開発の促進に向けた一体的な取り組みを展開するもの。

- ① 地域産業のイノベーションに必要な高機能素材の研究・開発に伴う活動支援
- ② 高機能素材分野における専門性と技術力の発信による高度な企業集積の促進
- ③ 高機能素材分野における研究開発拠点の誘致推進

(2) ものづくり開発人材育成事業

とやま呉西圏域内にある高度専門的な研究機関と企業による共同研究・開発の促進を図るとともに、I o T・A I・5 Gといった次世代技術に係る人材育成を図ることとで、ものづくり開発人材の育成強化につなげるもの。

【開催実績】

年度	日・場所	内容	参加者数
H29	8/29（火） 高周波文化ホール （新湊中央文化会館）	・（公財）富山県新世紀産業機構の取り組み紹介 ・研究機関、支援機関による相談会	14社（うち市内企業4社）
H30	8/29（水） 富山県産業技術研究開発センター	・富山県産業技術研究開発センターの取り組み、施設紹介 ・圏域内企業による事例発表 ・研究機関、支援機関による相談会	19社（うち市内企業6社）
R元	8/28（水） 富山県総合デザインセンター	・富山県総合デザインセンター及び高岡市デザイン・工芸センターの取り組み、施設紹介 ・圏域内企業による事例発表 ・研究機関、支援機関による相談会	17社（うち市内企業8社）
R2	3/24（水） オンラインセミナー	・富山大学による講演「アルミニウム・シンフォニー～いのちに寄り添うアルミ技術～」 ・支援制度、支援機関の紹介	14社（うち市内企業4社）
R3	8/25（水） 富山県産業技術研究開発センター	・富山県産業技術研究開発センターの取り組み、施設紹介 ・圏域内企業による事例発表 ・研究機関、支援機関による相談	8社（うち市内企業6社）

第3節 地域産業の競争力強化

1 新事業展開の促進

経済情勢が大きく変動する中において、ものづくり産業を中心とする中小企業、小規模企業の基盤を安定化させるとともに、課題を克服し、技術を活かした新分野参入、新事業展開を推進するもの。

高岡市未来につなぐチャレンジ事業補助金

(ものづくりステップアップ事業支援補助金)

- ・高岡市内の中小企業者等、農林漁業者又はその連携体が実施する、新技術の適用、地域産業資源の活用又は新しい生活様式への適応等が見込まれる新商品の開発又はその販売による事業の多角化の取り組みを支援するもの（補助対象経費の1/2以内、上限50万円）。
- ・令和3年度採択件数：11件

(参考) 高岡市新分野開拓チャレンジ事業補助金 採択件数

- ・新技術・新商品開発等支援補助金

H28	H29	H30	R 元	R2
4 件	3 件	1 件	—	6 件

- ・地域資源活用事業支援補助金

H28	H29	H30	R 元	R2
7 件	8 件	2 件	1 件	7 件

2 国内外への販路拡大支援と産業の魅力発信

産業支援機関等と連携し、国内外への販路拡大の取り組みや企業活動の国際化を支援するもの。

(1) 高岡市未来につなぐチャレンジ事業補助金（新時代販路開拓事業支援補助金）

- ・高岡市内の中小企業者等が実施する、次代に対応した技術及び製品の販路及び販売方法の多角化を図るため、見本市等への出展、産業観光への進出、電子商取引の環境構築等の取り組みを支援するもの（補助対象経費の1/2以内、上限30万円（国内）、上限50万円（国外、産業観光）。
- ・令和3年度採択件数：18件

(参考) 高岡市新分野開拓チャレンジ事業補助金 採択件数

- ・戦略的販路開拓事業支援補助金

H28	H29	H30	R 元	R 2
8 件	9 件	7 件	9 件	—

(2) 日本貿易振興機構（ジェトロ）富山との事業連携・協力

市内中小企業の海外販路開拓支援を目的として、平成 24 年 6 月に独立行政法人日本貿易振興機構富山貿易情報センターと、事業連携・協力に関する覚書を締結した（2 年間、1 年延長可）。その後の連携の推進により伝統工芸品技術や産業観光などの情報発信や海外誘客などのインバウンド事業も実施することとし、平成 27 年 3 月に事業連携・協力に関する覚書を締結した（2 年間、最大 2 年延長可）。上記覚書の期間終了に伴い、平成 31 年 3 月に改めて事業連携・協力に関する覚書を締結した（2 年間、最大 2 年延長可）。

① 「海外バイヤー招へい商談会 in 高岡」の開催

年度	日・場所	招へいバイヤー	参加者数	商談件数
H28	9/27（火） ウイング・ウイング高岡	2 カ国（計 2 名） ・上海（1 名） ・オーストラリア（1 名）	18 社（うち 市内企業 18 社）	商談 23 件 （うち成約 6 件、成 約見込み 6 件）
H29	10/4（水） ウイング・ウイング高岡	4 カ国（計 5 名） ・米国（1 名） ・中国（1 名） ・イタリア（2 社 2 名） ・アラブ（1 名）	20 社（うち 市内企業 16 社）	商談 42 件 （うち成約 2 件、成 約見込み 13 件、代 理店契約交渉中 1 件）
H30	10/9（火）～11（木） ウイング・ウイング高岡、各企業	2 カ国（計 2 名） ・中国（1 名） ・タイ（1 名）	14 社（うち 市内企業 13 社）	商談 21 件 （うち成約 8 件、成 約見込み 2 件）
R 元	9/13（金） ウイング・ウイング高岡	4 カ国（計 10 名） ・スウェーデン（2 名） ・ドイツ（4 名） ・米国（3 名） ・コロンビア（1 名）	28 社（うち 市内企業 16 社）	商談 71 件 （うち成約 9 件）
R 2	第 1 回：12/1（火） ～18（金）、第 2 回： 1/12（火）～29（金）	15 カ国（25 社） ・英国 ・フランス ・ドイツ ・スペイン ・スイス ・タイ 等	15 社（市内 企業 13 社）	商談 24 件 （うち成約見込み 10 件）

※新型コロナウイルスの影響のため、令和 3 年度は海外バイヤーの招へいを中止。

② 海外メディア招へい事業

年度	日	招へいメディア	内容
H27	9/29（火）～ 10/1（木）	1 カ国 ・シンガポール（2名）	・市内の日本遺産をはじめとする文化財、観光施設、企業等。 ・文化庁の日本遺産魅力発信推進事業として実施。
	9/30（水）～ 10/6（火）	1 カ国 ・台湾（1名）	
H28	10/14（金）	1 カ国 ・上海（2名）	・第一回日本工芸展 in 上海 高岡漆器 2016 を取材。 ・季刊誌「上海工芸美術」2016 年 No. 4 に掲載。
	2/26（日）～ 28（火）	1 カ国 ・上海（3名）	・漆器事業者、伝統産業事業者、観光施設等取材。 ・季刊誌「上海工芸美術」6月号に掲載。
H29	1/30（火）～ 2/1（木）	2 カ国 ・上海（3名） ・タイ（2名）	・漆器事業者、銅器事業者、観光施設等取材。 ・上海の季刊誌「行楽」4月号に掲載。雑誌・ネット掲載、TV放映。

③ プロモーション事業

年度	日	活用媒体	内容
R 3	4/5（火）～ 5/31 日（月）	中国、バイドゥ(株)の EC サイト「百分百」	・テストマーケティング ・ページ作成支援、広告プロモーション ・採択企業 2 社（バイドゥ(株)が選定）

(3) 異業種交流促進事業

とやま圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進するもの。

【開催実績】

年度	日・場所	参加企業数	商談件数
H29	11/8（水）～11（土） ポートメッセなごや	23 社（うち市内企業 7 社）	122 件（うち市内企業 31 件）
H30	11/7（水）～10（土） ポートメッセなごや	21 社（うち市内企業 7 社）	76 件（うち市内企業 16 件）

R 元	11/6（水）～9（土） ポートメッセなごや	21 社（うち市内企業 6 社）	73 件（うち市内企業 20 件）
R 2	11/16（月）～12/11（金） オンライン	14 社（うち市内企業 6 社）	2 件（うち市内企業 1 件）
R 3	11/10（水）～13（土） ポートメッセなごや （オンライン：11/1（月）～ 19（金））	17 社 （オンライン：18 社 （うち市内企業 6 社））	422 件（うち市内企業 197 件）

(4) デザイン開発力の育成

① デザイン・工芸センター

高岡市デザイン・工芸センターは、高岡が誇る伝統産業に受け継がれてきた技術の保存・継承と発展を図るとともに、新たなクラフト産業創出を目指し、新商品開発やデザイン開発の支援を行なっている。また、同センターは高岡オフィスパークにおいて、富山県総合デザインセンター及び第三セクターの富山県産業高度化センターと隣接しており、各センターが相互に連携、機能分担しながら地域企業の活動支援を行う産業業務支援施設として位置づけられている。

7 施設の概要

- ・所在地 〒939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地
- ・延床面積 809.14 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・開設 平成 11 年 7 月 1 日
- ・開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- ・休館日 月曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・主要施設 造形・体験工房（金工）、鋳造場、表面処理室（漆工工房）、乾燥室、検査室、デザインルーム、ライブラリー・サロン、会議室等

イ 事業の概要（令和 3 年度）

(7) 新クラフト産業・デザイン育成事業

高岡伝統工芸産業界の振興策として、地元産業界と共同で市場競争力を持つ産地ブランド新商品開発プロジェクトを平成 11 年度より実施している。本事業の「HiHi11」は平成 16 年グッドデザイン賞特別賞受賞。

「課題のデザイン〈第 3 期〉R3～4 年度」事業実績

年度	製品開発研究会の開催	講師（監修）	参加者数
R 3	6/5、10/2、12/5、2/26（講師参加） 7/3、8/7、11/6、1/29（メンバー会議）	安次富 隆 氏 （多摩美術大学教授）	13 社 15 名

(イ) クラフトマン・デザイナー育成支援事業

地元の作り手が講師となり、ものづくりをテーマとした「素のもののワークショップ」を開催。作り手の発表機会、消費者との交流の場を提供するとともに、地場産業を中心としたものづくりの魅力発信を目的とする。

- ・令和3年度：10月16日（土）出展者2名、参加者30名
（うちオンライン配信参加者2名）

(ロ) デザイン作成研究事業

伝統産業関連事業者からの依頼に対し、センター職員がデザイン作成・デザイン指導・相談を行う。

- ・令和3年度：デザイン指導180件、デザイン作成（有料）18件

(エ) 次世代型ものづくり人材育成事業（第5節2-(1)記載）

高岡市伝統工芸産業人材養成スクールの実施。

(オ) 伝統工芸産業希少技術継承事業（第5節2-(2)記載）

(カ) 伝統工芸産業技術者指定表彰事業（第5節2-(3)記載）

(キ) 高岡金属意匠審議会の運営

市内金属商品のデザイン保護のため、申請商品に対する審査・登録および公開を昭和32年より行っている。銅器関連組合、大学等から構成される審議会の事務局を当センターに置き、元特許庁の弁理士を審査員長に、知的財産権の保護と啓蒙に関する事業を実施している。

（昭和32年設立：令和3年度末登録総数3,068件）

(ク) 高岡巧美会の運営

高岡市指定の伝統工芸産業技術保持者で組織する「高岡巧美会」の事務局を当センターに置き、伝統工芸技術の継承と啓発を図るため、作品展の開催や技体験、工房見学の受入れ等の事業を実施している。令和2年度には設立50周年を迎え、記念展を開催した他、「技術保持者検索データベース」をウェブ上に公開した。

（昭和46年設立）。

(ケ) 伝統工芸品展事業

高岡の優れた伝統工芸品をより多くの消費者に伝えることを目的として、技術保持者や伝統工芸士の作品展を平成13年度から東京において開催している。平成23年度からは、高岡巧美会主催。一般消費者を対象とした体験実習を実施し、販路開拓と高岡の知名度向上に努める。

- ・令和4年1月21日（金）～27日（木）伝統工芸青山スクエアにて開催（第20回）

(コ) 情報提供事業

デザイン・工芸センターの施設内容や事業紹介、イベント等の案内のほか、伝統工芸やデザインに関するホームページを継続的に更新し、インターネットを活用した情報提供を行う。

(サ) 常設展示

全国公募「工芸都市高岡クラフトコンペ」1986年からの歴代グランプリ受賞作品等を展示し、質の高いデザインや技術を展示紹介している。

② デザイン開発強化事業

ア 工芸都市高岡クラフトコンペ

全国の工芸・デザイン情報の受発信基地となることを目指して、銅器、漆器、アルミ等の産業界と商工会議所、行政とが一体となり、昭和61年より全国公募展を開催している。このクラフトコンペは、全国のクラフトマン、造形作家等から作品を公募して実施するもので、作品は、金属、漆、木工、陶磁器、ガラス、ジュエリーなど多方面にわたっている。著名なデザイナー等による審査を経た優秀作品は、クラフト高岡展の会場で展示される。令和3年度で第34回を数え、質・量ともに国内屈指のクラフトコンペと呼ばれている。

イ 富山県デザイン展

(公社)富山県デザイン協会が主催する同デザイン展開催に、補助事業として参画している。富山市と高岡市を隔年毎に主会場として毎年開催されており、令和3年度で61回目となる。県内在住のデザイナーや学生などからテーマごとに公募したデザイン作品のコンペティションを行うとともに、作品を一堂に展示し、広く県民の観覧に供しながら優良デザインの理解を深め、生活文化の向上と富山県デザイン技術の高揚を図り、産業の発展を目指すものである。

ウ デザインウエーブ

デザイン立県、デザイン発信地「とやま」の確立に向けて、富山県、富山市、高岡市、富山県総合デザインセンター等で構成する実行委員会が主催するもので、富山デザインコンペティションやデザイン会議、また、世界的なクリエイターを招聘しての講演会や交流会を開催し、地域のデザイン振興を通して、豊かな魅力あふれる産業、生活、文化の創出を図る。

③ 業界組織の指導・育成事業

高岡銅器や高岡漆器の組合等、地場に密着した産業活動を展開している諸団体が行う事業に助成、支援を行なっている。

ア イベント事業等開催助成

- ・ジャパン・クリエーション事業
- ・富山県伝統工芸士展開催事業
- ・高岡漆器展開催事業
- ・くらしに生きる伝統のかほり展開催事業
- ・伝統的工芸品ふれあい教室開催事業

イ 団体助成

- ・伝統工芸高岡銅器振興協同組合

- ・ 統工芸高岡漆器協同組合
- ・ 越中福岡の菅笠振興会
- ・ 高岡伝統産業青年会
- ・ 高岡地域文化財等修理協会
- ・ 富山県伝統産業協議会

④ 金屋鋳物師町交流館

金屋町の鋳物師町としての歴史や文化等の特長を活かし、地域の鋳物関係者をはじめとした様々な人の交流を促進することで、鋳物産業等の伝統産業と地域の活性化を推進するために設置したもの。令和2年5月に研修棟が完成し、同年9月より供用を開始した。

7 施設の概要

- ・ 所在地 〒933-0841 高岡市金屋町3番25号
- ・ 延床面積 184.55 m² (研修棟)
- ・ 構造 木造平屋建
- ・ 開館 令和2年9月18日
- ・ 開館時間 午前9時～午後9時
- ・ 休館日 火曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ・ 主要施設 会議室、研修室

第4節 産業基盤の整備・企業立地の推進

1 企業活動を活性化させる環境整備

工場等周辺環境整備事業

市内企業の新たな事業活動を促進するため、産業団地やその周辺のインフラ整備を行っている。また、既に立地されている企業の生産性向上や設備投資を促進するため、企業周辺の公共施設（道路、排水路等）の整備を行っている。

2 企業誘致・立地の推進

(1) 企業立地推進事業

令和2年度に、本市が所有する産業団地（11箇所）の全ての区画の分譲が完了したことから、新たな企業立地に対応できる市所有の土地がない状況にある。このことから、令和3年度においては、新たな産業団地を模索するための「新産業団地適地調査」を実施した。適地調査では、本市の総合計画や都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用方針をはじめとして、各種ハザードマップや法規制、将来の交通体系などあらゆる条件を整理し、実現性の高い場所を整理した。

(2) 企業立地支援事業

本市の基幹産業であるものづくり産業や若者に魅力ある就労の場を提供する先端技術型企业、デザイン関連企業、ソフトウェア関連企業、情報・通信関連企業など優良企業の誘致を促進するとともに、企業の新規立地や既存企業の拡張、機械装置の導入など様々な設備投資を促進するために、企業立地助成制度や税制優遇制度等の企業立地支援制度を設け、企業の支援に取り組んでいる。

① 高岡市産業集積促進助成措置

高岡市産業集積促進条例に基づき、企業のニーズに応じて工場等・産業業務施設・物流業務施設を新・増設した場合に、立地助成金や雇用奨励助成金等の助成を行なっている。

② 地域未来投資促進法に基づく支援

本法律に基づき、本市では、富山県地域未来投資基本計画に定める分野において、県の承認及び国の先進性の確認を経た地域経済牽引事業計画にかかる設備投資に関して、固定資産税の課税免除等の支援措置を講じることで、企業の新規立地や既存企業の拡張、機械装置の導入など様々な設備投資を促進している。

③ 地域再生法に基づく支援

本法律に基づき、本市では富山県が策定した地域再生計画『「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画』に沿って県の承認を得た地方活力向上地域特定業務施設整備計画にかかる設備投資について、固定資産税の優遇等の支

援措置を講じることで、企業の新規立地や既存企業の拡張、機械装置の導入など様々な設備投資を促進している。

④ 中小企業等経営強化法に基づく支援

本法律に基づき、本市では、市内企業の生産性向上を喫緊の課題と位置付け、市内事業所が策定する先端設備等導入計画の承認及び同計画に従って取得される設備投資について、固定資産税の税率をゼロとする特例措置を講じ、設備更新による事業の高度化を支援している。

⑤ 高岡市空き工場等有効活用事業

平成 23 年度から高岡商工会議所に委託し、市内不動産事業者等が有する事業用の土地、建物の空き情報をインターネット上で公開し、事業用物件を探している事業者とのマッチングを図っている。

高岡市空き工場等有効活用事業サイト(平成 23 年 12 月開設)

- ・登録物件 301 件(令和 4 年 3 月末時点)
- ・成約件数 101 件 (令和 3 年度実績)
- ・ホームページアドレス <http://www.ccis-takaoka.info/factory/>

(3) 企業の魅力 PR や優良企業の誘致

本市の産業集積や立地環境の優位性、産業支援施設や相談・支援体制の充実などを PRするとともに、企業の立地意向やニーズの掘り起こしに取り組んでいる。

この取り組みの一環として、市内主要企業と県外企業との幅広い情報交流や人的ネットワークの形成を促し、優良企業の誘致や産業の振興に繋げる事を目的として、都市圏での企業交流交歓会を開催している。

平成 29 年度からは「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」の連携事業として射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市と共同で開催している。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催を見送ったが、令和 3 年度においては、東海北陸自動車道の 4 車線化工事等交通インフラの整備が進んでいる中京圏企業を対象に「とやま呉西圏域ビジネス交流交歓会 2021IN 名古屋」を開催した。

		平成 29 年度 (第 17 回)	平成 30 年度 (第 18 回)	令和元年度 (第 19 回)	令和 2 年度 -	令和 3 年度 (第 20 回)
開催地		東京都	名古屋市	東京都	新型コロナウイルス	名古屋市
参加者数		187 名	175 名	162 名	の感染拡大	130 名
	企業	81 社	75 社	77 社	防止のため	46 社
	関係機関	10 団体	11 団体	4 団体	中止	8 団体

1. 設備投資に対する助成

●立地助成金・先端産業立地助成金・物流業務施設立地助成金(市単独・県要綱)、地域経済牽引事業助成金(市単独)、民間研究所立地奨励金・新成長産業研究拠点強化助成金、ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金(県単独)

助成金区分		立地助成金						立地助成金（本社機能施設）			先端産業立地助成金	物流業務施設立地助成金					
		市単独		県要綱適用				市単独	県要綱適用		県要綱適用	市単独		県要綱適用			
対象業種		市単独：製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字製作業、情報通信技術利用業 県要綱適用：製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、通信業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、コールセンター業						本社機能（以下の部門）を有する事業所 ・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・その他管理業務部門			左記の対象業種（県要綱適用）に適合するもの	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業・小売業					
事業区分		新設	増設	新設	増設		特認 (新設・増設)	大規模 特認 (新設・増設)	市単独 (新設・増設)	通常 (新設・増設)	特認 (新設・増設)	新設・増設	新設	増設	新設	増設	
要件	投下固定 資産額	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円 以上	15億円 以上	100億円 以上	50億円 以上	100億円 以上	5千万円以上		100億円 以上	左記の県要綱適用の要件 に適合すること	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円 以上	15億円 以上	
	新規 雇用者数	10人以上 (中小企業は3人以上)		20人以上 (非製造業は 10人以上)	30人以上 (非製造業は 15人以上)	20人以上 29人以下	60人 以上	100人 以上	5人以上	5人以上 (中小企業は 2人以上)	60人以上 (非製造業は 100人以上)		10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上	15人以上	
	その他	—	—	—	—	—	—	産業構造の高度化 に資すると認めら れる業種	上記の事業所を 市内で拡充（市 外からの移転含 む）すること		上記の事業所を富山県外から 移転すること		産業構造の高度化に資す ると認められる業種(情 報技術、生物工学等を活 用した成長産業分野)		高度な物流機能を有すること		
投下固定資産額に 対する助成率		5% (特定団地の新設は10%)		製造業：10% 非製造業：7.5% (特定団地は 製造業：15%、 非製造業：12.5%)		製造業：10% 非製造業：7.5%		製造業：10%(100億円以下) 2%(100億円超) 非製造業：5%(100億円以下) 1%(100億円超)		5% (特定団地は 10%)	10% (特定団地は 15%)	10%	10%	5% (特定団地の新設は10%)		7.5% (特定団地は 12.5%)	7.5%
限度額		1億円 (特定団地の新設は2億円)		3億円 (非製造業は 2億5千万円)		2億円 (非製造業は1億5千万円)		5億円 (非製造業は 2億5千万円)	30億円 (非製造業は 15億円)	1億円 (特定団地は 2億円)	5億円 (特定団地は 6億円)	30億円	10億円	1億円 (特定団地の新設は2億円)		1億5千万円 (特定団地は 2億5千万円)	1億5千万円

※ 上の表において特定団地とは四日市工業団地、大滝工業団地、 I Cパーク高岡のことを指します。

助成金区分		地域経済牽引事業助成金 (市単独)		
		通常型	先端設備取得型	事業承継支援型
対象業種		立地助成金(市単独)の対象業種 ※先端設備取得型のみ、物流業務施設立地助成金の対象業種も含む		
要件	投下固定 資産額	1億円以上 (中小企業は 5千万円以上)	5千万円以上	3千万円以上
	その他要件	富山県知事が承認した 地域経済牽引事業計画 に基づき取得した固定 資産であること	高岡市長が認定した先 端設備等導入計画に基 づき取得した固定資産 であること	代表者が交代する事 業承継に併せた設備 投資であること
投下固定資産額に 対する助成率		1.5%		
限度額		5千万円	500万円	500万円

助成金区分		民間研究所立地奨励金 (県単独)			新成長産業研究拠点強化助成金 (県単独)		
		自然科学研究所			自然科学研究所 ※地方活力向上地域等特定業務施設 整備計画の認定が必要		
要件	投下固定 資産額	1億円以上			1億円以上		
	新規 雇用者数	10～29人	30～59人	60人以上	5～14人	15～29人	30人以上
投下固定資産額に 対する助成率		15%	20%	20%	15%	20%	20%
限度額		1億 5千万円	2億円	5億円	1億 5千万円	2億円	5億円

助成金区分		ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金 (県単独)	
		製造業	
要件	投下固定 資産額	対象施設について5千万円以上	
	その他要件	ものづくり産業に関する見学施設、体験施設、学習施設、展示施設であって、次の4項すべてを満たすこと ①本社又は工場の移転や新増設に伴うもの ②一般来場者が概ね年間5千人以上見込まれること ③地域に経済効果が及ぶ体制づくりが図られること ④「本社又は工場の移転、新増設」又は「見学・体験施設等の整備」について、市町村の補助が行われること	
投下固定資産額に 対する助成率		1/3以内	
限度額		2千万円又は市町村が補助する額のいずれか低い額	

企業立地助成制度(続き)

2. 雇用に対する助成

- 雇用奨励助成金(市単独)・人材集積助成金先端産業立地助成金(県単独)

助成金区分	雇用奨励助成金(市単独)	人材集積助成金(県単独)
対象業種	立地助成金・物流業務施設立地助成金の対象業種	自然科学研究所、デザイン業
要件	・新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上	・新設又は増設後1年以内に操業開始 ・投下固定資産額が3千万円以上 ・県内に住所を有する新規雇用者が10人以上
助成額	高岡市内に住所を有する新規雇用者数×50万円	富山県内に住所を有する新規雇用者数×50万円
限度額	1億円	1億円

※ 雇用奨励助成金と人材集積助成金は重複して活用できます。
※ 人材集積助成金に係る新規雇用者は、自然科学研究所の場合にあっては研究者、デザイン業にあってはデザイナーに限ります。

法令に基づく税制等の優遇措置

国税、地方税の軽減措置等

- 地域未来投資促進法、地域再生法による優遇制度

根拠法令		地域未来投資促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇制度	
税制上の優遇措置	内容	法人税(国税)の軽減措置 ①【機械・装置、器具・備品】特別償却40%または税額控除4% ②【建物、建物附属設備、構築物】特別償却20%または税額控除2%	【共通】(※4) ①設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 ②雇用促進税制(国税)の拡充適用	
		①不動産取得税(県税)の課税免除 ②固定資産税(市税)の課税免除(3年間)	【移転型】(※5) ③法人事業税(県税)の課税免除(3年間) ④不動産取得税(県税)の課税免除 ⑤固定資産税(市税)の課税免除(3年間)	【拡充型】(※5) ③不動産取得税(県税)の軽減(1/10) ④固定資産税(市税)の軽減(3年間) 1.6%⇒1年目0.14% 2年目0.467% 3年目0.933%
			本社機能を有する建物、構築物、機械装置、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)	
	対象	建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)	本社機能を有する建物、構築物、機械装置、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)	
		・地域経済牽引事業計画(※1)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの(※2) ・2023年3月31日までに取得されたもの	・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(※6)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のもの(中小企業者は1,900万円以上) ・2024年3月31日までに取得されたもの(計画認定から2年以内)	
工場立地法の特例		工場立地法に定める「緑地面積率」及び「環境施設面積率」の規制を市の指定する区域において緩和(※3)	—	

- ※ 1 富山県地域未来投資促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認と国の先進性の確認を受けている場合に限ります。
※ 2 国税の軽減措置を受けるには別途、国が定める要件を満たす必要があります。
※ 3 緑地面積率20%以上⇒5~15%以上、環境施設面積率25%以上⇒10~20%以上。なお、地域経済牽引事業計画の提出は不要です。
※ 4 ①と②についてはいずれかの選択になります。
※ 5 移転型は東京23区からの移転によるもの、拡充型はそれ以外のものを指します。
※ 6 富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限られます。

法令に基づく税制等の優遇措置(続き)

国税、地方税の軽減措置等

- 中小企業経営強化法、生産性向上特別措置法による優遇制度

根拠法令		中小企業等経営強化法に基づく優遇制度	中小企業等経営強化法に基づく優遇制度
税制上の優遇措置	内容	法人税または所得税(国税)の軽減措置(即時償却又は税額控除7%)(※1)	固定資産税(市税)の課税率を3年間でゼロとする
	対象(※2)	・機械装置の全て(取得価額160万円以上/発売開始から10年以内) ・工具のうち、測定工具及び検査工具(取得価額30万円以上/発売開始から5年以内) ・器具備品の全て(取得価額30万円以上/発売開始から6年以内) ・建物附属設備のうち償却資産として課税されるもの(取得価額60万円以上/発売開始から14年以内) ・ソフトウェア(取得価額70万円以上/発売開始から5年以内)(※3) ・構築物(取得価額120万円以上/発売開始から14年以内) ・事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの	
	要件	中小企業等経営強化法に基づく中小企業であって、かつ租税特別措置法に定める中小事業者等であること。 経営力向上計画(※4)に基づき取得した償却資産であること	

※ 1 資本金3千万円未満の法人または個人事業主の場合、税額控除は10%となります。
※ 2 軽減措置を受けるには、メーカーが属する工業会等が発行する証明書が必要になります。
※ 3 ソフトウェアは固定資産税が課されないため、国税のみ対象になります。
※ 4 あらかじめ主務大臣の認定を受けたものに限られます。
※ 5 高岡市導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画であって、あらかじめ市長の認定を受けたものに限られます。

伏木富山港の利用に関する助成制度

- 荷主企業奨励金(県助成)

事業区分	荷主企業						商社・物流業者	新規立地・増設企業の特例
	シフト貨物・新規貨物							
	初年度			2～5年度		継続利用 (6年利用)		
要件	10～49 TEU	50～99 TEU	100TEU	50TEU かつ10% 以上増加	100TEU かつ20% 以上増加	当年度中の伏木富山港を利用するコンテナ貨物量(輸出入合計)が、過去3カ年度の平均貨物量より50TEU以上増加	取引先荷主企業(2社上)100TEU以上集荷かつ前年度比50TEU以上増加	富山県の企業立地助成金、物流業務立地助成金の交付決定又は地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業で10TEU以上の利用
交付額	1万円/TEU	1.5万円/TEU	2万円/TEU	1万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	2千円/TEU(過去3カ年度平均貨物量からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円			100万円	200万円	200万円	200万円	100万円

- 伏木港－苫小牧港RORO船利用助成金(市助成)

対象業種	市内に事業所を持つ荷主企業 (伏木－苫小牧RORO船航路利用者に限る)		市外に事業所を持つ荷主企業 (伏木－苫小牧RORO船航路利用者に限る)	
助成対象	新規・増加貨物(前年度からの増差分)			
交付額	移入：3万円/台	移出：2万円/台	移入：2万円/台	移出：1万円/台
限度額	30万円			

第5節 中小・小規模企業の経営基盤強化

1 産業支援機関等と連携した経営支援

(1) 中小企業専門家活用支援事業

富山県新世紀産業機構や高岡商工会議所、高岡市商工会及び中小企業基盤整備機構北陸本部が行う専門家派遣事業を活用し、経営相談や技術相談を行った場合の費用について支援するもの（補助対象経費の1/2以内、上限7万5千円）。

(2) 産業支援施設

① (公財)高岡地域地場産業センター

富山県西部地域の地場産業の振興拠点として、地場産品の新商品・新技術開発、人材養成、需要開拓等の振興事業を展開するほか、消費者との交流を図り、地域地場産業を理解する機会を提供している。令和2年10月より御旅屋セリオ2階に移転するとともに、新たな機能として撮影スタジオであるST@R-ZIBA（スタジオジーバ）を整備し、まちなかからの伝統産業の情報発信の強化と、ECなど新たな販路開拓に取り組む事業者の支援拡大を図っていく。

7 運営助成

地場産業・伝統産業の振興のため、同センターの運営及び機能を一層強化するとともに、新商品開発、人材育成、販路開拓等の事業に対し支援する。

イ 施設の概要

- ・所在地 〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ2階
- ・床面積 1,456.37㎡
- ・開設 昭和58年4月(開発本町1番1号)、令和2年10月現在地に移転
- ・休館日 毎週水曜日及び12月29日～1月3日
- ・施設内容 常設展示場(地場産品等展示・販売) 産業資料館(伝統工芸品の制作工程の紹介) 会議室(30名) 鋳物体験工房(40名) 漆器体験工房(40名) 撮影スタジオ「ST@R-ZIBA（スタジオジーバ）」
- ・連絡先 TEL 0766-25-8283 FAX 0766-26-7323
- ・URL <https://www.takaokajibasan.or.jp/>

ウ 令和3年度事業の概要

- ・地場産業拠点施設運営事業
- ・地場産業普及開拓事業
- ・人材育成事業
- ・地場産業支援事業
- ・技術継承支援事業

② 富山県総合デザインセンター

デザインの持つ創造性や感性の豊かさをものづくりに活かす活動を展開し、県内企業の活性化を図る。

デザイン開発型企業の育成及びデザイナーの資質向上を目標に、商品企画からデザイン開発、流通販売まで「モノづくり」を総合的に支援する。

7 施設の概要

- ・所在地 〒939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・開設 平成 11 年 7 月
- ・主要施設 モックアップ工房、プレゼンテーションルーム、デザイン工房、クリエイティブサロン、ペーパーモデル制作室、デジタル撮影室、バーチャルスタジオ、デザインオフィス
- ・運営主体 富山県
- ・連絡先 TEL 0766-62-0510 FAX 0766-63-6830
- ・URL <https://toyamadesign.jp/>

イ 令和 3 年度事業

- ・デザイン開発支援事業
- ・市場開拓・流通支援事業
- ・デザイン情報発信事業
- ・デザイン交流支援事業
- ・デザイン・ものづくり支援事業

③ (株)富山県産業高度化センター

「高岡オフィスパーク」の産業業務中核支援施設として「地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産集業務施設の再配置の促進に関する法律）」に基づき平成 11 年 9 月にオープン。高岡オフィスパークへの企業集積や県内産業の活性化を図るため、業務・デザイン・情報面から産業業務の支援を行なっている。

7 施設の概要

- ・所在地 〒939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地
- ・設置主体 (株)富山県産業高度化センター(富山県、高岡市など出資)
- ・延床面積 2,785.77 m²
- ・主要施設 貸オフィス、インキュベーター室、会議室、研修室、展示室、光造形室、情報設備室等
- ・連絡先 TEL 0766-62-0500 FAX 0766-62-0501
- ・URL <https://suncenter.co.jp/tskc/NEWYEAR2008/>

イ 令和３年度事業実績

(7) 業務支援事業

新分野（特に情報、デザイン関連産業等）に挑戦する県内外の創業者、起業家を支援するため、賃貸オフィスをはじめ、インキュベーター室、会議室、研修室の提供

(4) デザイン支援事業

- ・デザインを活用した新商品開発を目的に研究会の開催やデザイン相談窓口を設置して各種サポートや情報提供を行うデザインアドバイザー事業
- ・県内企業とデザイナーとのマッチングを支援し、新たな商品開発をコーディネートするデザインプロジェクト推進事業
- ・著名な講師によるデザイン講習会、ナイトフォーラムの開催などデザイン交流事業
- ・機関誌の発行、デザイン雑誌の整備などによるデザイン情報発信事業
- ・展示室の供用を通じたデザインの啓発普及の支援

(5) 情報支援事業

（公財）富山県新世紀産業機構から委託を受けた中小企業診断士の協力による入居企業との情報交換及び積極的な情報提供

④ （一財）富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）

「民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法）」に基づくリサーチコア施設として平成３年２月設置。

見本市、展示会等の開催を通じて、経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図るとともに、研究開発型産業の育成及び支援を通じて、技術革新、情報化及び国際化に対応した産業の創出を図り、もって地域経済の健全な発展及び活性化に寄与することを目的とする。

7 施設の概要

- ・所在地 〒933-0816 高岡市二塚 322 番 5
- ・設置主体 一般財団法人富山産業創造センター（富山県、高岡市などの出捐）
- ・敷地面積 38,400 m² 建物面積 7,080 m² 駐車台数 850 台（最大 1000 台）
- ・主要施設 大展示場(3,050 m²) インキュベーター室(10 室) 会議室（2 室）ほか
- ・連絡先 TEL 0766-26-5151 FAX 0766-26-5161
- ・URL <http://www.technodome.or.jp/>

イ 令和３年度事業実績

(7) 展示・交流事業

- ・見本市、展示会等の開催のための展示場等の貸与、業界団体・学術団体等

の大会等コンベンションの開催、コンサート、文化・スポーツイベント等、人の交流、賑わいの場として利用

- ・大展示場利用状況

利用日数 145 日 利用件数 38 件 入館者数 約 120,000 人

- ・屋外展示場利用状況

利用日数 26 日 利用件数 5 件

- ・会議室利用状況

会議室A 128 件 会議室B 138 件 計 266 件

(4) **研究開発型企業育成支援事業**

- ・デザイン集約性の高い産業、技術集積を基礎とするニュービジネスの育成拠点として創業段階を支援

- ・インキュベーター室の貸与

入居状況(令和4年3月末) 6社(7室)

- ・商品開発室、ミーティングルーム、交流サロンの提供

- ・ホームページに入居各社の業務内容等を掲載

- ・インキュベーター室入居企業意見交換会の開催ほか

(5) **人材育成事業**

- ・富山県、高岡市、高岡商工会議所、(公社)富山県デザイン協会等と連携して各種イベントなどを開催。

⑤ **国立大学法人 富山大学芸術文化学部**

県内の国立大学の統合を契機とし、高岡短期大学をベースに新設。芸術文化の「つくり手」「つかい手」「つなぎ手」の育成を目的とした全国でも数少ない総合大学に設置された国立の芸術系学部である。学内では、伝統工芸をはじめ様々な芸術文化を社会へ展開できる人を育てるため「融合教育による総合的資質の育成」「芸術文化の創り手と使い手の育成」を教育目標に意欲的な教育・研究を行なっている。また、産業界とは、商品開発やデザイン開発などを通じ積極的な交流を行なっている。美術・工芸コース、デザインコース、建築デザインコース、地域キュレーションコースから成る。

施設の概要

- ・所在地 〒933-8588 高岡市二上町 180 番地

- ・連絡先 TEL 0766-25-9111 FAX 0766-25-9104

- ・URL <http://www.tad.u-toyama.ac.jp/>

⑥ 富山県立大学

工学部は、機械システム工学科、知能ロボット工学科、環境・社会基盤工学科、生物工学科、医薬品工学科、電子・情報工学科（令和2年4月募集停止）、令和2年4月からは電気電子工学科、情報システム工学科が新設された。また、大学の研究施設と試験研究機関の交流・調整機能を兼ね備えたバイオテクノロジーの拠点として生物・医薬品工学研究センターを開設しており、バイオテクノロジーに関する、実用化をめざした基盤研究や応用研究、産学官の共同研究等を行なっている。

施設の概要

- ・所在地 〒933-0398 富山県射水市黒河 5180 番地
- ・連絡先 TEL 0766-56-7500 FAX 0766-56-6182
- ・URL <http://www.pu-toyama.ac.jp/>

⑦ 富山県産業技術研究開発センター

アルミ、チタンなどの金属や、プラスチック、セラミックス、各種複合素材の研究から、成型・加工技術の研究や応用製品の開発、メカトロニクス関連技術、有機・無機エレクトロニクス素材や応用製品の開発に重点を置き、企業の技術開発の支援を行なっている。

また、平成23年4月には富山県ものづくり研究開発センターが開設され、最新の分析機器や精密加工機械などの研究設備、企業との共同研究を実施するプロジェクトスペースや企業へのレンタルスペースを備え、産学官連携による研究開発を行なっている。

7 施設の概要

- ・所在地 〒933-0981 高岡市二上町 150 番地
- ・連絡先 TEL 0766-21-2121 FAX 0766-21-2402
- ・URL <http://www.itc.pref.toyama.jp/index.html>

イ ものづくり研究開発センター 開発支援棟

(7) 開発支援棟概要

- ・共同研究を実施するためのプロジェクトスペースや企業スペース
- ・入居状況(令和4年3月末) 8社(10室)

(4) 高岡市県ものづくり研究開発センター活用促進事業

- ・中小企業者が行う技術及び製品開発又は研究開発成果の事業化を支援するため、入居企業に施設の賃料の一部（4分の1）を補助

⑧ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部 富山職業能力開発促進センター(ホリケンセンター富山)

事業主団体や事業主等のニーズに合ったものづくりを中心とする各種の職業能力開発業務を実施。求職者の再就職に向けた職業訓練や、在職者の技術・技能・専門知識のレベルアップ及び生産性向上を支援している。

また、求職者支援制度において職業訓練が的確に実施されるよう訓練実施機関に対し相談援助等を行っている。

施設の概要

- ・所在地 〒933-0982 高岡市八ヶ55
- ・連絡先 TEL 0766-22-2738 FAX 0766-23-6445
- ・URL <http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/>

2 充実した中小・小規模企業向け融資制度

- H23. 4月
- ・「ものづくり支援資金」を創設
 - ・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続するとともに、「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」の融資要件を緩和
 - ・「商工業活性化資金」の融資の迅速化を図る。
 - ・「創業者支援資金」の融資対象業種を拡大
- H23. 5月
- ・「景気対応緊急資金」に東日本大震災特別枠を創設
- H23. 10月
- ・制度融資の融資利率を0.2%引き下げる。（「景気対応緊急資金の東日本大震災特別枠」「ものづくり支援資金」を除く。）
 - ・「小口事業資金（緊急経営改善資金小口枠含む）」の保証料を全額補給に。
- H24. 4月
- ・「企業立地促進資金」を創設
 - ・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続。但し、「景気対応緊急資金東日本大震災特別枠」はH24. 3月末で廃止
- H25. 4月
- ・「商工業活性化資金」の融資利率を0.2%引き下げ
 - ・「企業立地促進資金」について利子補給制度を導入
 - ・「季節融資資金」を「短期事業資金」に変更し、申込期間を通年とするほか、貸付期間を延長
 - ・「小口事業資金（一般枠）」の融資限度額を1,500万円に引き上げ
 - ・「創業者支援資金」の融資要件を緩和し、高岡市外の個人事業主の申込みを可能とする。
 - ・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続
- H25. 12月
- ・「商工業活性化資金」の事業計画額の下限を500万円に引き下げ、機械設備等に係る融資限度額を3,000万円に引き上げ
- H26. 4月
- ・「災害対応資金」を創設
 - ・「緊急経営基盤改善資金」の融資要件に「売上総利益率又は営業利益率の減少」を追加
 - ・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続するとともに、「景気対応緊急資金」の融資限度額を3,500万円に引き上げ
- H26. 10月
- ・創業者支援資金の融資限度額を、認定特定創業支援事業を受けた者について1,500万円に引き上げ
- H27. 4月
- ・制度融資の融資利率を0.2%引き下げ（「ものづくり支援資金」「企業立地促進資金」を除く。）
 - ・「小口事業資金（一般枠）」「中小企業振興資金」の融資限度額を2,000万円に引き上げ、小口事業資金について据置期間（6か月以内）を設定する。

	・「商工業活性化資金」の融資要件を緩和 ・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続
H27. 10 月	・NPO法人の制度融資の申込を原則可能とする。
H28. 4 月	・「新事業展開・第二創業支援資金」「市内進出支援資金」を創設 ・「創業者支援資金」の融資利率を0.2%引き下げ ・「景気対応緊急資金」の取扱いを継続 ・「緊急経営基盤改善資金」の取扱いを恒常化し、新規運転資金の申込を可能とする。
H29. 4 月	・「新事業展開・第二創業支援資金」「市内進出支援資金」の融資期間（設備資金）を10年以内に延長 ・「新事業展開・第二創業支援資金」の融資要件に、新たに会社等を設立し、新事業を実施する事業者を追加 ・「ものづくり支援資金」の融資要件に、中小企業庁の「ものづくり補助金」、高岡商工会議所の「産業文化奨励事業」のいずれかの補助金の交付を受けた事業者を追加 ・「商工業活性化資金」の機械設備等に係る融資限度額を5,000万円に引き上げ ・「企業立地促進資金」の資金使途に工場・事務所等の購入に要する資金を追加
H30. 4 月	・「伝統産業事業承継支援資金」「女性・若手起業者支援資金」を創設 ・「一般創業者支援資金」の融資限度額を2,000万円に引き上げ、融資要件を緩和 ・「商工業活性化資金」と「企業立地促進資金」を統合し、「設備投資支援資金」に名称変更 ・「景気対応緊急資金」から「経営安定資金」に名称変更し、融資限度額を4,000万円に引き上げ ・「災害対応資金」の融資要件を緩和 ・「緊急経営基盤改善資金」の融資要件を緩和 ・「富山県緊急経営基盤改善資金（小口枠）」に係る保証料補給の認定を終了
H31. 4 月	・「伝統産業事業承継支援資金」の対象業種を製造業に拡大し、「事業承継支援資金」に名称変更 ・「経営安定資金」の融資要件の一つに「倒産企業に対し30万円以上の債権を有すること」を加える。
R 元. 10 月	・借換え対象資金に「緊急経営基盤改善資金」を追加
R 2. 5 月	・市融資制度の取扱対象業種を変更（信用保証の取扱変更に伴うもの）

高岡市の融資制度一覧表（令和3年4月1日現在）

創業の支援

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額
一般創業者支援資金	1 高岡市内で開業予定又は開業して3年未満であること。 2 高岡商工会議所若しくは高岡市商工会又は中小企業診断士に経営指導を受けること。 3 事業に必要な許認可等を取得していること。 4 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 5 納期が到来している市税を完納していること。 6 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有すると認められること。	運転 設備	2,000万円 女性・若手起業 者支援資金の融 資残高との合計 で
女性・若手起業 者支援資金	1 一般創業者支援資金の要件をすべて備えていること。 2 女性又は40歳以下の者であること。 （法人にあっては、代表者がこの要件を備えていること。）	運転 設備	700万円 一般創業者支援 資金の融資残高 との合計で

設備投資・事業拡大の支援

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額
設備投資支援資金	1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 市内で次のいずれかに該当する事業を行うもので、その事業費が100万円以上であること。 (1) 店舗、工場、事務所等の新築、増改築、改装、購入、賃借（保証金、敷金に限る）等 (2) 営業設備及び機械設備等の設置、改良、更新 (3) 従業員の福利厚生のための施設の設置 ※事前にお話をお聞かせください。ご利用可能か確認させていただきます。 ※事後に「事業完了届」を提出してください。	設備	5,000万円 土地・建物の取 得の場合は 1億円 商工業活性化資 金(H30.3月末取 扱終了)、企業立 地促進資金 (H30.3月末取扱 終了)の融資残高 との合計で
事業拡大 支援資金	ものづくり支援資金 1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 過去2年以内に次のいずれかの補助金（令和2年度までの旧制度含む）交付を受けたこと。 ①高岡市ものづくりステップアップ事業支援補助金②高岡市新時代販路開拓事業支援補助金③高岡市産業スマート化事業支援補助金④高岡市県ものづくり研究開発センター活用促進補助金⑤中小企業庁の「ものづくり補助金」⑥高岡商工会議所の「産業文化奨励事業」 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金 は申込1回あた り1,000万円
	新事業展開・第二創業支援資金 1 市内で新事業（日本標準産業分類小分類が異なる事業）を開始する予定があること、又は開始して1年以内であること。 2 次の要件をすべて備えていること。 (1) アカイのいずれかに該当すること。 ア 従来の会社等で新事業を実施する場合 市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること。 イ 新たに会社等を設立し、新事業を実施する場合 新たな会社等の代表者が、アの要件を満たす別の会社等の代表者と同一であること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金 は申込1回あた り1,000万円
	市内進出支援資金 1 次の要件をすべて備えていること。 (1) 引き続き1年以上事業を営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 2 次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること。 (2) 市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後1年以内であること。 3 当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得している又は取得する予定があること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金 は2,000万円

事業承継の支援

資 金 名	融 資 要 件	資金使途	融資限度額
事業承継支援資金	事業承継予定又は事業承継してから3年未満であって、次のいずれにも該当すること。 1 製造業等※1を営む中小企業者から事業承継を受けるものであること。※1欄外参照 2 次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に規定する認定を受けていること。 (2) 過去2年以内に、中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けていること。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は申込1回当たり3,000万円

経営の安定・小規模企業の支援

資 金 名	融 資 要 件	資金使途	融資限度額
小口事業資金	従業員20名（商業・サービス業は5名。ただし、宿泊業・娯楽業は20名）※2以下の事業者で(1)～(4)の要件をすべて備えていること。※2欄外参照 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 注) 零細小口枠はNPO法人は利用できません。（医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能。）	運転 設備	2,000万円 零細小口枠、中小企業振興資金(H30.3月末取扱終了)の合計で 2,000万円 保証付融資残高との合計で
経営安定資金	次の1～5の要件をすべて備えていること。 1 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 2 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 3 納期が到来している市税を完納していること。 4 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 5 次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少していること。 (2) 最近3か月又は直近決算の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (3) 最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること。 (4) 倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ※ 5(4)に該当する場合は、営業経歴が1年未満の中小企業者もご利用いただけます。	運転	4,000万円 ※3 小口事業資金、景気対応緊急資金(H30.3月末取扱終了)、中小企業振興資金「緊急資金」(H22.2月末取扱終了)との融資残高の合計で
緊急経営基盤改善資金	1 高岡市の融資制度の既往債務残高の借換を行うもので、次のいずれかの要件を備えていること。（借換対象資金は、P7参照） (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること。 (2) 最近3か月の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。 2 経営改善計画を策定していること。 3 融資申込みの時点で、据置期間中でなく、融資後6か月を経過していること。 4 納期が到来している市税を完納していること。	借換 運転 (運転資金のみの利用は不可)	2,000万円 うち、新規運転資金は借換と同額まで※4（上限1,000万円）
災害対応資金	1 次の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 2 過去1年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 3 高岡市が発行する「り災証明書」の交付を受けていること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	2,500万円
短期事業資金	市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 ※風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等業種は除く。	運転	300万円

※1 製造業、総合リース業、産業用・事務用機械機器賃貸業・機械修理業、ソフトウェア業、情報処理業、提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備清浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字制作業、情報通信技術利用業

※2 NPO法人の場合は従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）

※3 融資要件の5(4)に該当する場合は、債権額の範囲内であることが必要。

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.3% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給)	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課 高岡商工会議所 高岡市商工会

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
運転資金 5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める 条件」を満たす場合は 7年以内 ※5欄外参照 設備資金 7年以内 (6か月以内)	①1.8% 以内 ②0.6% 特別小口保険の場合 は0.5% (いずれも 市が全額補給)	有 ※特別小口 保険の場合 は無	P7注意 事項参 照	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課 高岡商工会議所 高岡市商工会
	①1.75% 以内 ②0.7% (市が全額補給)	無					
5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める 条件」を満たす場合は 7年以内 ※5欄外参照	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給)	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
7年以内 (6か月以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給)	有	P7注意 事項参 照	1	原則として 元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
10年以内 (1年以内)	①1.6% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給)	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
6か月以内	1.8% 以内	—	不可	2	割賦又は 一括償還	①必要に応じて徴 する ②原則不要	取扱金融機関 (金融機関に直 接お申込みくだ さい)

※4 中小企業振興資金（H30.3月末取扱終了）の融資残高を借換える場合、新規運転資金の額にかかわらず、融資限度額は2,000万円

※5 別に定める条件・・・最近の決算において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ市内の商工会議所、商工会又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けていること。

3 勤労者融資制度の充実

勤労者の福祉の増進と生活の安定に資することを目的とし、日常生活に必要な小口資金の融資を行なっている。また、労働金庫に資金を預託するとともに勤労者信用基金協会に出捐し、勤労者福祉の向上に努めている。

(1) 高岡市勤労者小口資金融資制度の概要

① 融資対象者

次のア又はイ及びウの要件を備える者。

ア 引き続き2年以上市内に居住し、かつ2年以上同一事業所に勤務している20歳以上の者で、扶養親族を有する者。

イ 同一事業所に2年以上勤務し、かつ3か月以上引き続き(公財)高岡市勤労者福祉サービスセンター会員であり、会費を完納している者。

ただし、居住自治体において勤労者小口資金融資制度又はこれに類する制度が適用される者は除く。

ウ 取扱金融機関が定める個人ローン信用保険加入適格者であること。ただし、同保険加入適格者でない場合においては、同保険加入適格者である保証人1名を立てること。

② 融資の範囲

日常生活に必要な費用(ただし、事業資金、海外旅行資金、投資・投機的資金、転貸資金、遊興等の資金を除く。)

③ 融 資 額 100万円以内

④ 融 資 期 間 4年以内

⑤ 融 資 利 率 年利2.1%

(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)

⑥ 償 還 方 法 元利均等月賦償還

⑦ 取扱金融機関 北陸労働金庫高岡支店

(2) 令和3年度預託金及び出捐金の状況

区 分	預 託 金		出 捐 金	
	年 利	金 額	金 額	累 計
北 陸 労 働 金 庫	0.002%	7,000万円	—	—
(一財)富山県勤労者信用基金協会	—	1,810万円	—	2,529.6万円

4 伝統産業の後継者育成（デザイン・工芸センター）

(1) 次世代型ものづくり人材育成事業

本市伝統工芸産業関連業種の従事者を対象として、銅器・漆器の技術力向上、後継者育成を目的に「伝統工芸産業人材養成スクール」を昭和43年より実施しており、平成29年度末に50周年を迎えた。

（令和3年度末までの修了生総計1,174人）

木曜夜間実施の金工・漆工の5コース、第2・第4土曜午後実施の3コース、平成26年度から3Dプリンターを活用した3D造形コースを設け、現在9つのコースを開講している。3D造形コースについては機器入替検討のため、令和3年度は実施しなかった。

講習内容（令和3年度）

コース	金工				漆工					3D 造形
	彫金	彫金研究	鋳造	精密鋳造	塗り	加飾	課題研究	きゅう漆	変塗	
履修年限	2年	2年	2年	1年	2年	2年	1年	半年	半年	—
実施曜日	木曜	木曜	土曜	土曜	木曜	木曜	土曜	土曜	土曜	—
実施回数(年)	26回	26回	16回	10回	26回	26回	26回	9回	9回	—
受講生	5名	4名	8名	5名	3名	7名	2名	6名	5名	—

(2) 伝統工芸産業希少技術継承事業

伝統的工芸品である高岡銅器、高岡漆器の希少な伝統的技術・技法を継承する人材の育成・確保と自立・定住を促し、工芸やものづくり産業の活性化を図るため補助金を交付する（2年間）。令和元年度から本事業を中止している。

実績	〔平成29～30年度〕	金工（焼型）	1組
	〔平成28～29年度〕	漆工（彫刻）	1組
	〔平成27～28年度〕	金工（仕上げ）	1組
	〔平成26～27年度〕	漆工（無地塗・彫刻塗）	1組
	〔平成25～26年度〕	金工（彫金・打出し）	1組
	〔平成24～25年度〕	漆工（彫刻塗）	1組

(3) 伝統工芸産業技術者指定表彰事業

〔令和3年度末現在累計〕

指定表彰区分	令和3年度			合計		
	銅器	漆器	計	銅器	漆器	計
技術保持者	1	0	1	84	41	125
技術功労者	3	0	3	171	50	221
担い手優秀技術者	1	0	1	171	42	213

本市における伝統工芸産業の技術保存と後継者育成を図るため、「高岡市伝統工芸産業技術奨励規則」及び「高岡市伝統工芸産業技術者表彰規則」を設け、指定並びに顕彰を行う。

第6節 雇用・勤労者福祉の充実

1 若者の雇用の場の創出・就業促進

(1) UIJターンによる人材確保推進事業

高岡商工会議所やハローワークと連携しながら、首都圏等から、市内企業等で活躍する人材の確保および移住・定住を推進している。

(2) 人材確保促進事業

- ・合同就職面接会の開催
- ・「新社会人のつどい」などの労働対策事業の共催

2 中高年齢者・障がい者の雇用対策

(1) 中高年齢者雇用促進事業

中高年齢者の就職意欲を向上させるとともに事業主の理解を高め、中高年齢者の雇用安定を図るため次の事業を実施している。

- ・合同就職面接会の開催

(2) 障がい者雇用促進事業

障がい者の就職意欲を向上させるとともに事業主の理解を高め、障がい者の雇用安定を図るため次の事業を実施している。

- ・障害者合同就職面接会
- ・障害者継続雇用奨励金交付制度

対 象 国の特定求職者雇用開発助成金の対象となった市内居住の障害者を、助成金受給満了後も引き続き常用雇用する市内事業主

交付金 障害者1人につき12万円(1回限り)

※同一年度内における1事業者の申請上限は4人まで

3 女性の雇用機会の充実・就業環境の整備

女性就労促進事業

男女雇用機会均等法等に沿った雇用管理や、女性の能力発揮のための積極的な取り組み、仕事と生活の両立に配慮した職場づくりを推進するため、次の事業を実施している。

- ・女性のキャリアデザインセミナー

4 職業能力開発機会の充実

技能訓練対策事業

① 高岡市職業訓練センター

施設の概要

建築、左官、板金の3業種において技能講習会、指導員研修会を通じて技術の向上、後継者の育成を図っている。建築・板金の2業種においては、富山県の認定職業能力開発校として建築関連技能者の職業訓練を実施している。

- ・所在地 〒933-0014 高岡市野村 920 番地
- ・敷地面積 1,242.00 m²
- ・延床面積 1階 371.295 m² 2階 301.535 m² 計 672.83 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート2階建
- ・開設 昭和47年12月
- ・連絡先 TEL 0766-24-6057

② 高岡市職業訓練生養成奨励金交付事業

雇用する従業員を建築・板金・左官の各職業能力開発校に入校させた事業主に対して助成措置を講ずることにより、新規学卒者や離職者等を雇用しようとする事業主の技術指導等に係る負担の軽減を図り、職業技術の向上と雇用機会の拡大に資することを目的として、平成12年度より奨励金を交付している。

奨励金交付対象者…市内に事業所を有する事業主で、訓練校に市内在住の従業員を職業訓練生として入校させた者

交付額……………1人当たり2万円

③ 高岡市技能功労者表彰制度

本市では優れた技能者に対し、その功労を讃えるため毎年技能功労者表彰を行っている。

この表彰は、昭和56年度から実施し令和3年度まで累計719名の優れた技能者を表彰している。

推薦基準

- ア 本市に住所を有し、かつ厚生労働省職業分類表に定める職業に従事する技能者。
- イ その者の有する技能が優れていること。
- ウ 満50歳以上の者で、かつ現在も従事している職業に20年以上の経験を有していること。
- エ 技能を通じて商工業の発展及び後継者の育成に寄与した者又は技能に関する工夫改善により生産性の向上に寄与した者であること。
- オ 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

5 勤労者福祉の充実

(1) (公財) 高岡市勤労者福祉サービスセンター

サービスセンターは、個々の企業では実施が難しい福祉厚生事業を共同化することにより、勤労者が楽しく安心して働ける職場づくりと人材の確保、定着及び企業の発展を図るため、各種事業を実施するものである。

① 組織の概要

- ・所在地 〒933-0935 高岡市博労本町4番1号(高岡市ふれあい福祉センター2階)
- ・開設 平成7年10月1日
〔財団法人化平成9年4月1日、公益財団法人化平成25年4月1日〕
- ・対象 市内の中小企業で働く従業員と事業主
- ・会員事業所数 1,091事業所(令和4年3月31日現在)
- ・会員数 8,930名(令和4年3月31日現在)
- ・連絡先 TEL 0766-28-1080 FAX 0766-28-1077

② 令和3年度事業の概要

ア 生活の安定及び財産形成に係る事業

生活資金の融資あっせん、中小企業退職金共済制度の啓発・普及、生きがい・健康等に関する講座の開催

イ 健康の維持増進に係る事業

人間ドック利用時の補助、健康の維持増進を目的とした講座の開催、スポーツ施設利用の割引、健康管理用品の割引斡旋

ウ 自己啓発及び余暇活動に係る事業

各種教室・講座の開催やレクリエーション事業の実施、テーマパーク・入浴施設・動物園・提携している宿泊施設等の利用助成、チケットの割引斡旋

エ 給付に係る事業

慶弔、死亡、病気等の場合の給付金支給

オ その他サービスセンターの目的を達成するために必要な事業

会員の拡大に向けた市内事業所への積極的な訪問、年4回のサービスセンターニュースの発行、HPの運営等

(2) 高岡市勤労者余暇活用センター(サンライフ高岡)

勤労者の体力づくり、教養、趣味及びレクリエーションなど、勤労者の有意義な余暇活用を図るために設置した。

施設の概要

- ・所在地 〒933-0126 高岡市城光寺25番地7
- ・敷地面積 4,130.20 m²
- ・延床面積 1階 1,007.91 m² 2階 389.27 m² 計 1,397.18 m²

- ・構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・開 設 昭和 62 年 11 月 17 日
- ・施 設
 - 1 階 体育室：バレーボールコート 1 面
 - バドミントンコート 3 面
 - トレーニングルーム、事務室
 - 2 階 研修室、会議室、多目的室、教養文化室
- ・連 絡 先 TEL 0766-44-7073
- ・利 用 料 一般 250 円 小・中学生 110 円

第7節 観光資源の発掘と保存・活用

1 文化資産等を活かした観光振興

(1) 高岡御車山会館運営事業

高岡御車山会館は、国の重要有形・無形民俗文化財である「高岡御車山」を通年展示するとともに、その山車に凝縮された『ものづくりのまち高岡』の伝統工芸技術や、御車山を今日まで守り伝えてきた地域の文化を紹介し、保存・振興などを行っている。

また、まち歩きの出発点施設として位置づけ、賑わい創出や観光情報発信等を行っている。

(2) 万葉のふるさとづくり推進事業

高岡万葉まつりの開催を通して地域文化の高揚を図るとともに、全国各地に「万葉のふるさと高岡」をPRしている。

・開催概要

開催日 令和3年10月1日（金）・2日（土）・3日（日）

〔高岡ケーブルネットワークとYouTubeで放映・配信〕

内 容 （令和3年度）第41回高岡万葉まつりは、コロナ禍での開催となり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、メインイベントの「万葉集全20巻朗唱の会」では、万葉集の朗唱動画を募集し、万葉集全4516首をつなぎ放映・配信する形式での開催となった。動画での参加となったことで、万葉ゆかりの地や海外からも参加いただき、万葉ファンの裾野を広げることに繋がった。

2 観光振興事業の充実

(公社)高岡市観光協会

歴史都市高岡の観光資源の効果的な活用や誘客活動の実施など、本市観光振興事業を積極的に推し進める組織。

① 組織等の概要

・所在地 〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地(御旅屋セリオ7F)

・設 立 平成7年11月24日

・会員数 202名(市内事業所) ※令和4年6月10日現在

・会 長 塩谷 雄一(高岡商工会議所会頭)

② 令和3年度事業の概要

事業規模は、高岡市からの補助事業及び委託事業を主体に自主財源を加えて、約14,300万円となっている。

ア 観光推進事業

出向宣伝事業、キャンペーン活動、観光ボランティアガイド派遣事業、着地型旅行商品造成・販売、ホームページの管理、観光パンフレット、ポスター・リーフレット等を制作。

イ 観光ボランティアガイド養成・研修事業

観光ボランティアガイド養成研修会、観光関連事業者研修会などを実施。また、企業担当者を対象として、商用等で企業を訪れた人を案内する「たかおか観光案内人」研修会を実施している。

ウ 観光案内所運営事業

新高岡駅・高岡駅・雨晴駅の観光案内所における、観光客のニーズに合わせた観光案内サービスの充実に努めている。

エ イベント開催事業

高岡桜まつりの開催及びイベントへの支援。

オ 観光関係団体との連携及び保存会等育成事業

とやま観光推進機構・富山県西部地区観光協議会等との連携、大仏奉賛会・瑞龍寺保存会等の育成事業を実施。

カ 観光大使事業

高岡万葉大使による各種観光キャンペーン等への参加・PR活動により、高岡の観光PR及びイメージアップを図っている。

また、各分野において活躍する市出身者や市に関係の深い方々に高岡市観光親善大使として委嘱し、ふるさと高岡の知名度向上に協力をいただいている。

キ 高岡フィルムコミッション事業

映像を活かして、高岡の知名度アップや観光客の誘致を図るため、映画やテレビドラマ等のロケを高岡に誘致し、制作活動に協力、支援を行っている。(平成13年3月に高岡フィルムコミッションを全国で5番目に設立)

ク 外国人観光客誘致事業

岐阜県郡上市や市内観光関係団体と連携し、台湾・香港を中心とした誘客活動を行っている。

ケ コンベンションの誘致・支援事業

県や富山コンベンションビューローなどと連携し、イベント、学会、研究会及びスポーツ大会などの誘致活動及び開催支援によりコンベンションの誘致に積極的に取り組んでいる。

コ 旅行商品等企画造成事業

着地型旅行商品を開発、商品化した市内旅行業者に対し、ツアー開発・造成経費を支援している。

第8節 広域観光の推進

広域観光推進事業

「飛越能の玄関口」としての役割を果たし、広域連携のスケールメリットを活かすため、飛越能経済観光都市懇談会（3県14市村10団体）や富山県西部地区観光協議会等の広域団体において誘客促進施策を展開している。

主な事業として、県外における物産等の出向宣伝活動や雑誌等のメディアを活用したプロモーション、ポータルサイト・SNSによる情報発信に取り組んでいる。

第9節 イメージアップ・誘致活動の強化

1 観光宣伝事業

祭・イベントポスターや観光パンフレット「まわるん」等の制作を行うとともに、大都市圏や北陸新幹線沿線都市等での出向宣伝を積極的に展開している。

2 観光客受入れ体制整備事業

本市には、「あいの風」「保与の会」「比奈の会」「町なみを考える藤グループ」「やまたちばな」「さくらの会」などの観光ボランティアガイドグループが活動しており、そのグループ運営を支援している。また、観光事業に携わる一人ひとりの「もてなしの心」の醸成を図るとともに、観光ボランティアガイドの資質の向上と、新たな観光ボランティアガイドを育成するため、観光ボランティアガイド養成研修会、観光事業関係者研修会、外国語ガイド養成講座を開催している。

・観光ボランティアガイド（養成研修会の開催）

観光ボランティアガイドに対し、観光面にとどまらず、地域の自然、歴史、文化、産業などの多方面にわたる専門的な研修会。

・観光事業関係者研修会の開催

ホテル、旅館、タクシーなどの観光関連業従事者を対象とした観光客に対するマナーやもてなしの心を育てるための研修会。

・外国語ガイド養成講座

外国人観光客むけに理解を促進するため市民の学習機会を提供し、新しい観光ボランティアガイドの人材を発掘、養成するための学習会。

3 観光駐車場の整備

観光バスや自家用車で訪れる方の利便性を向上させるため、国宝瑞龍寺や山町筋等の主要観光地に適切な規模の観光駐車場を整備・管理している。

駐車場名	駐車台数	設置年月日	備 考
高岡大仏観光駐車場	普通車 4 台	平成 7 年 4 月 15 日	・トイレ有（大仏前公園内）
瑞龍寺・八丁道第一観光駐車場	普通車 14 台 大型バス 13 台	平成 10 年 8 月 1 日	・トイレ有（多目的トイレ有） ・電気自動車充電スタンド有
山町筋観光駐車場	普通車 12 台 大型バス 3 台	平成 14 年 4 月 1 日	・トイレ有（多目的トイレ有）
伏木駅前観光駐車場	普通車 21 台 大型バス 4 台	平成 17 年 5 月 25 日	・トイレ有り（多目的トイレ有） ・電気自動車充電スタンド有
高岡大仏大型観光バス駐車場	大型バス 2 台	平成 20 年 4 月 1 日	
金屋町・山町筋観光バス専用駐車場	大型バス 4 台	平成 28 年 4 月 1 日	
末広・御旅屋大型観光バス駐車場	大型バス 4 台	令和 2 年 4 月 28 日	

4 観光客誘導標識等設置事業

県内外からの来訪者の利便性を図るため、市内の主要道路に「高岡市新サイン計画」に基づく誘導標識、観光案内板を設置・更新している。

5 祭行事・イベント振興事業

高岡桜まつり、高岡七夕まつり、高岡万葉まつり、日本海高岡なべ祭り等、四季を通して多彩な祭りやイベントを行っているほか、祭行事・イベントの活性化と街の賑わい創出のため、高岡御車山祭、伏木曳山祭、福岡町つくりもんまつり、戸出七夕まつり、中田かかし祭など地域の祭りやその実施団体に対して、積極的に支援を行っている。

6 たかおか観光戦略ネットワーク事業

学識経験者、観光事業関係者、観光ボランティア等による「たかおか観光戦略ネットワーク」を組織し、本市の観光施策、観光戦略策定、市内観光拠点のネットワーク化及びその実施手法について検討し、具体的な施策・事業に取り組んでいる。

7 高岡食・土産品活性化事業

観光魅力向上の一環として、本市ならではの食のもてなしを推進し、商工会議所、農協をはじめとする関係団体らと「高岡食のブランド推進実行委員会」を組織し、「高岡昆布百選」の開発、普及、啓発を行っている。

また、本市の優れた土産品の周知・拡大及び新たな観光土産品の開発・育成を促している。

8 まちなか観光タクシー支援事業

観光客が、タクシーで移動する際の利便性向上を図るため、市内の主要観光施設 5 か所と新高岡駅に通話料無料でタクシーを呼出しできる電話機を設置している。

第 10 節 国内・国外交流の推進

交流人口の拡大

新しい生活様式などへの対応を前提としながら、コンベンションをはじめとする会議等を誘致し、交流人口の拡大に取り組んでいる。

第 11 節 インバウンドの推進

外国人観光客誘致の推進

新型コロナウイルスの影響により激減した外国人観光客の回復に向け、SNS 等での情報発信により、台湾をはじめとする諸国への誘客について取り組むとともに、受け入れ環境の充実に取り組んでいる。

第 12 節 商業・サービス業の振興

1 卸売業の強化

地方卸売市場

地方卸売市場は、昭和 40 年の開設以来、県西部全域の生鮮食料品等の流通の中核として重要な使命を担ってきている。

卸売市場をめぐっては、人口減による食料消費の減少、消費者ニーズの多様化、農林水産物の流通構造の変化など大きな変化が見られ、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にある。

地方卸売市場は県西部流通圏唯一の地域拠点市場であり、今後とも生鮮食料品等の流通の中核を担う社会システムとして、応えていくことができるよう中長期的な展望にたって、生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を図っている。

2 地域と商店街との連携促進

(1) えき近タ市開催事業

高岡駅南北自由通路「万葉ロード」において、周辺住民の消費者ニーズに応え、中心市街地の賑わい創出と地産地消の推進を図るため、野菜や果物等を週 2 回販売する。

(2) つくりもん市開催事業

福岡町中心部の賑わい創出と商店街活性化を図るため、福岡にぎわい交流館（フクール）において、フリーマーケット等を開催する。

(3) 各種団体等への支援

高岡商工会議所及び高岡市商工会をはじめ、各種団体の活動を支援する。

(4) 買い物サービス支援モデル事業

買い物サービス事業の創業・事業拡大に必要な初期費用の一部を支援する。

3 商店街等への商業集積

(1) 商店街の環境施設整備事業

商店街の公共性を有する共同施設（アーケード、カラー舗装、照明施設等）等の整備事業に対し「高岡市産業集積促進条例」に基づき助成を行う。

区分	助成の種類	助 成 の 条 件	助 成 の 額	限 度 額
共同化施設を設置又は修繕した場合	事業助成金 (公共性を有する共同化施設を設置又は修繕した場合)	○照明施設	○施設設置費×30/100	5 百万円
		○アーケード、タイル舗装、カラー舗装及びストリート・ファニチャー	○施設設置費×30/100	1 千万円 ただし、設置費が 5 千万円を超えるときは、その越える部分の百分の十に相当する額と 1 千万円とを合算した額
		○商店街の共同駐車場	○施設設置費 (土地についてはその 1/2 に相当する額) ×20/100	3 千万円 ただし、設置費が 2 億円を超えるときは、その越える部分の百分の十に相当する額と 3 千万円とを合算した額
		○その他市長が必要と認める施設	○施設設置費×30/100	1 千万円
	利子補給金 (上記以外の共同化施設を設置又は修繕した場合)	○高度化事業	○高度化資金借入利子 借入利子×3 年間×1/2	
集団化施設を設置した場合	公共的施設の整備	○集団化事業	○施設設置費×3/100	

注 共同化事業または集団化事業を行った場合の助成措置は、事業助成金、利子補給金、公共的施設の整備のうちいずれか一つが適用される。

(2) 商店街街路灯等電気料助成事業

明るくにぎわいのある商店街環境を確保し、商店街活動の健全な運営を図るため、商店街団体が設置した街路灯及びアーケード等に附属した照明に要する電気料金に 100 分の 15 を乗じた額を助成する。なお、LED 化した街路灯等に要する電気料金の助成については、補助率を 100 分の 30 に拡充している。

第 13 節 中心市街地活性化の推進

1 高岡市中心市街地活性化基本計画の策定(※令和 3 年度 都市経営課から移管)

中心市街地の活性化を図ることを目的に、国において平成 18 年 5 月に中心市街地活性化法と都市計画法が改正された。

本市においては、この法改正を契機として中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を総合的に推進するため平成 19 年 11 月に高岡市中心市街地活性化基本計画を策定した。

その後、平成 24 年 3 月には第 2 期基本計画を、平成 29 年 3 月には第 3 期基本計画を、そして令和 4 年 3 月に第 4 期基本計画を策定し、継続して中心市街地の活性

化に向け事業を推進している。

① 第4期基本計画の概要

〈認定日〉 令和4年3月24日

〈計画期間〉 令和4年4月から令和9年3月まで(5年)

〈目指す都市像〉

人が輝き、人で輝く、人が主体の賑わいづくり

～まちなかリスタート！南北一体化による交流シンカを目指して～

〈基本方針・活性化の目標・指標・数値目標〉

～多様な目的で人が行き交い、交流するまち～

交流人口の拡大

・主要観光施設における観光入込客数：351,000人(R元)⇒375,500人(R8)

・中心商店街(3地点)における平日・休日の歩行者・自転車通行量の平均値
：14,425人(R元)⇒15,000人(R8)

～新たなチャレンジとライフスタイルを楽しむまち～

まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実

・中心市街地における居住人口の社会増減数：

50人減少/年(H29～R2)⇒±0人増加/年(R4～R8)

・中心市街地・観光地周辺における新規開業件数：

57件(H29～R2)⇒60件(R4～R8)

〈事業数〉82事業(R4.3.24現在)

〈主な事業〉

- ・高岡駅前東地区整備事業
- ・リノベーションまちづくり事業
- ・歩いて楽しいまちづくり事業
- ・たかおか暮らし支援事業
- ・賑わい集積開業等支援事業
- ・セリオタウン推進事業

2 商店街の活性化の促進

(1) 空き店舗活用推進事業

厳しい経営環境のなかで個店の転廃業が進み、商店街における店舗数が減少し、商店街の衰退が進んでいる。また、国宝瑞龍寺をはじめ、本市の観光地を魅力あるものとするため、観光資源周辺に土産物店の立地を促し、時間消費型観光を推進する必要がある。ついては、魅力ある商業空間と観光地を形成するため、地域特性に応じた店舗開業等を支援する。

① 賑わい集積開業等支援事業

旧来の3つの開業支援制度（※）を令和3年度より一本化し、「賑わい集積開業等支援事業」へと改めた。効率的、効果的な制度運用を図るとともに、限られた予算の中で支援の実効性を高めることで、意欲ある出店者を資金面・経営面でサポートし、商業機能の充実による「賑わいの核づくり」を推進する。

※ 商店街や観光地周辺などの指定区域において、空き家、空き店舗で新規開業する方等を対象に、店舗改装費や家賃等に対し支援する制度。

- ・ 中心市街地賑わい創出開業等支援事業（対象地区：中心市街地）
- ・ 観光地魅力アップ開業等支援事業（〃：観光地周辺）
- ・ 空き店舗における開業等支援事業（〃：周辺商店街）

ア 一般店舗出店者への支援

< 中心市街地 >

改装費補助：2分の1（上限75万円）※重点支援区域内上限100万円

< 観光地周辺 >

改装費補助：2分の1（上限75万円）

< 周辺商店街 >

改装費補助：2分の1（上限25万円）※都市機能誘導区域内上限75万円

イ 生鮮3品取扱店舗出店者への支援

< 中心市街地（まちなか居住支援区域） >

改装費補助：2分の1（上限150万円※）

※大型商業施設内の場合、条件により上限1,000万円

家賃補助（大型商業施設内のみ）：3分の1（上限20万円/月）を2年間

ウ オフィス出店者への支援

< 中心市街地 >

改装費補助：2分の1（上限100万円）

家賃補助（大型商業施設内のみ）：3分の2（上限10万円/月）を1年間

エ 大家もしくは自己所有店舗による出店者への支援

< 中心市街地 >

改修費補助：2分の1（上限75万円）※重点支援区域内上限100万円

店舗取得費・建設費補助：5分の1（上限200万円）

< 観光地周辺 >

改修費補助：2分の1（上限75万円）

店舗取得費・建設費補助：5分の1（上限200万円）

< 周辺商店街 >

店舗取得費・建設費補助（都市機能誘導区域のみ）：5分の1（上限100万円）

② 中心市街地活性化施設の活用

・ 中心商店街活性化センター「わろんが」の設置

御旅屋通商店街の空き店舗を活用し、喫茶・休憩コーナー、多目的トイレを設置し、展示会、イベント及び会合等に対応したギャラリー及び会議室を提供する。

(2) 歴史的資産を活用した町家再生事業

観光地の更なる魅力向上と中心市街地の活性化を図るため、土蔵造りの町家が建ち並ぶ「山町筋重要伝統的建造物群保存地区」において空き店舗となっている伝統的建造物を、民間団体が主体となってリノベーションし活用する取り組みに対し支援する。

(3) 芸文ギャラリー運営事業

富山大学芸術文化学部と連携し、中心市街地において、学生をはじめとした若者や、ものづくりやまちづくりに関心のある者が集まる活動拠点としてギャラリーを運営する（一社）芸文ギャラリーの活動に参画・支援する。

(4) 高岡駅前地下街交流・情報発信事業

高岡駅前地下街公共スペース（勉強カフェ、マルチルーム）において、市民交流、情報の創造発信、街の滞在魅力向上を図り、高岡駅周辺並びに中心商店街の賑わい創出及び地域活動の促進につなげるため、学習のサポート、カルチャー教室の開催などの事業を実施する。

(5) ミラレ金屋町

江戸時代の趣を今に残す伝統的町屋が現在も生活の場として受け継がれる、金屋町の魅力を、「見て、知って、体験する」事業として、イベントを開催する。

令和3年度は移住希望者にターゲットを限定し、ツアーを軸として街の魅力を再編する。今後、今回のツアーをモデルとして、ミラレ金屋町のメインコンテンツとすることで、継続的な実施を目指す。

3 まちづくり活動への総合的な支援

(1) TMOへの支援

平成12年に策定した「高岡市中心市街地活性化基本計画」に基づき、高岡商工会議所がTMOとなって中心市街地の活性化を図ってきたところであるが、平成17年4月にTMOの組織強化を図り、更なる中心市街地の活性化を推進するため、第三セクターの末広開発㈱にまちづくり事業部を設置し、TMOを移管した。

新しいTMOでは、これまでのTMO事業や商店街の活動に加え、歴史・文化資産の視点も含めて幅広い市民や事業者、学生、市民団体などが積極的に参加し、魅力あるまちづくりを進めることにしている。

① 中心市街地商店街活性化推進事業

平成 16 年 2 月に中心商店街、大型商業店舗、TMO、行政等により設置された「たかまち街づくり協議会」において、七夕まつり、万葉まつり、なべ祭りの期間中、さまざまなイベント等を開催する。また、これからの中心商店街の主要消費者である高齢者層を対象とした高齢者ごりやく事業の実施や中心商店街の賑わい創出のため、獅子舞を中心とした民俗芸能の大競演会を開催する。

② 土蔵造りのある山町筋イベント開催事業

伝統的建造物群保存地区である山町筋の魅力を発信するため、普段公開されていない歴史的建造物を一般公開するとともに、その建造物や空き店舗を利用し、イベントを開催する。

③ まちなか魅力再発見事業

御旅屋通りや御旅屋セリオの屋上等、利用が少ないイベント広場にて家族向けのキャンプ体験会を開催することで、まちなかの魅力再発見につなげ、中心市街地活性化を図る。

④ まちなか情報発信事業

インターネットによる「たかおかストリート」を通して、中心商店街での買い物やイベントの情報を消費者に発信する。

⑤ 元気商業者・事業者等への支援事業

中心市街地活性化に寄与するため、異業種の若手経営者により構成された「元気たかおか未来会議」を支援する。

⑥ まちなかレンタルサイクル事業

レンタルサイクルを観光客や市民の方々に手軽な足として利用していただき、中心市街地でのお買い物や観光客等の利便性を高め、まちなか回遊性の向上を図る。

(2) まちづくり資金支援事業

中心市街地、周辺市街地及び観光地の低利用・未活用物件をリノベーションし、まちの再生を図るため、空き地、空き店舗及び空き家を取得または賃借するとともに、自ら店舗等を営業し、又は賃貸する事業を行う者に対し、必要となる資金の借り入れに係る利子及び保証料に対し助成を行う。

(3) リノベーションまちづくり事業

平成 29 年度より実施している「リノベーションまちづくり」において、遊休資産の利活用による賑わい創出を図る他、ファン層の掘起しを図るため、令和 2 年度に作成したエリアビジョンに掲げるプロジェクトの実現に向け、官民連携によるパートナーシップ会議の開催やエリアの活性化に向けた方向性の共有、情報発信ツールの制作等を行う。

第14節 港湾の整備・活用

1 ポートセールスの強化

(1) RORO船定期航路開設支援事業

伏木港と苫小牧港の間で季節運航されている*RORO 船について、安定的な貨物の確保、集荷促進に努めることで便数の増、通年運航化を図り、港湾物流の活性化を目指すため、RORO 船を利用する市内企業の新規貨物若しくは前年度からの増加貨物に対して助成する。

*RORO 船

船の前後の車両通行路からトラック・トレーラーが直接荷物を積み降ろしする貨物船

貨物の区分	荷主の事業所の所在地	助成額（1台当たり）
伏木港からの移出貨物	高岡市内	2万円
	その他	1万円
苫小牧港からの移入貨物	高岡市内	3万円
	その他	2万円

※当該年度当たりの上限額 30 万円

(2) みなと振興事業

市の海の玄関口である伏木港の振興を図るため、伏木港海運振興会など関係団体と連携し、船会社・旅行会社に対するポートセールス等を行う。また、港湾機能の整備・拡充を国・県及び関係機関へ働きかける伏木外港建設促進期成同盟会など関係団体に支援を行う。

さらに、伏木・太田・牧野地区の小学校児童を対象に伏木富山港に関する地域学習を実施することで、みなとまちづくり意識の向上に努める。

2 クルーズ船受入態勢の充実

(1) クルーズ船受入事業

クルーズ客船が寄港する際に、ふ頭での歓送迎イベントの実施や観光案内・特産品販売ブース等を設置するとともに、歓迎行事やお見送り等に参加する人々を募るなど受け入れ体制を整え、乗船客等の満足度の向上を図り、クルーズ船の寄港回数の増加につなげることで港湾の振興に努める。

また、市内への経済効果を向上させる取り組みとして、中心市街地及び伏木地区への誘導やまちなかでの観光案内・通訳ボランティアの配置、無料レンタルサイクルの提供などを行うとともに、市内の有料観光地等をツアーに組み込んだ旅行会社等に助成し、市内観光への誘導を図る。さらに、クルーズ船誘致の取組みとして船舶給水に掛かる費用の一部を助成する。

7 市内の有料観光地等を組み込んだツアーに対する助成

バスツアー内容	クルーズ寄港地	助成額（バス 1 台 当たり）
(1) 有料観光地等を 2 箇所以上かつ、うち 1 箇所が入場料、入館料等を支払って見学等を行う公共施設（以下「公共有料観光施設」という。）を組み込んだもの	ア 伏木港	2 万円
	イ 富山新港、富山港又は金沢港	1 万円
(2) 有料観光地等を 2 箇所以上かつ、公共有料観光施設及び飲食施設の両方を組み込んだもの	ア 伏木港	3 万円
	イ 富山新港、富山港又は金沢港	1 万 5 千円

イ 船舶給水に対する助成

外国船：1 トンあたり 260 円

日本船：1 トンあたり 170 円

(2) 伏木港まつり補助事業

伏木港まつりは、明治 32 年に伏木港が開港場としての事務を開始した 8 月 4 日を記念し大祝賀会を行った事にちなみ、毎年概ね 8 月 4 日付近の土・日に開催されている。伏木地区（伏木・古府・太田）の自治会や住民、港に関わりのある地元企業などが一体となり、海上安全祈願祭や船舶の一般公開、花火大会、民謡踊りまちながしなどを実施しており、港の賑わいづくりのため実施団体に対して支援を行う。